



今治市

障がい者計画



第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

(案)

令和6年3月

今 治 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置付け	10
4 計画の期間	10

第2章 今治市の障がい者（児）を取り巻く現状

1 人口等の推移	12
2 障がいのある人の状況等	14
3 特別支援学校・特別支援学級等の状況	20
4 障害者手帳所持者向けアンケート調査	21
5 一般市民向けアンケート調査	39
6 その他アンケート調査、ヒアリング調査	43

第3章 障がい者計画

1 計画の基本理念	48
2 計画の基本方針	49
3 計画の基本体系	50
4 障がい者施策の展開	51
基本方針1 安心できる地域づくり	51
(1) 地域生活の支援	51
(2) 保健・医療の充実	54
基本方針2 いきいきとした暮らしづくり	56
(1) 教育・育成の充実	56
(2) 社会参加の促進	57
3 雇用・就労、経済的自立の支援	58
基本方針3 みんなで支える環境づくり	60
(1) 生活環境の整備	60
(2) 情報・コミュニケーションの活性化	62
(3) 防災・防犯対策の推進	64
(4) 差別の解消・権利擁護の推進	66

第4章 障がい福祉計画

1 基本指針	70
2 成果目標	71
3 活動指標	79

第5章 計画の推進体制

1 推進体制	103
2 進捗状況の管理及び評価	104

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

今治市では、令和2年3月に「今治市障がい者計画」（以降、「障がい者計画」という。）を策定、「みんなで奏で 快適に暮らせるまちづくり ～住みなれた いまばりで 暮らせるまちへ～」を目指す姿として掲げ、令和3年3月に「第6期今治市障がい福祉計画」及び「第2期今治市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も、誰にとっても住み慣れた地域で暮らし続ける地域共生社会の構築と障がい福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

障がい者計画の策定以降、国では、平成30年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が一部改正され、雇用義務の対象の拡大、合理的配慮の提供の義務化、差別の禁止を定め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正では、障害者の望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進、また障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応の拡充を図ることとされました。同年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行、令和5年3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が改定され、障がい者の社会参画の環境を整えています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を年限とする基本目標です。「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。「今治市第3期地域福祉計画」に準じ、本計画においても、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を基本理念や基本目標に取り入れ、障がいの有無に関わらず、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいきます。

本市では障がいのある方を取り巻く状況の変化に対し、障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者等へのアンケート調査や関係機関へのヒアリング等を実施して、地域課題の把握に努めてまいりました。障がい者や家族の高齢化等に伴う福祉サービスのニーズの多様化・複雑化への対応、障がい者の社会参画の推進、実効性のある防災対策等新しいニーズを考慮した施策が求められています。これらの状況を踏まえ、「今治市障がい者計画」、「第7期今治市障がい福祉計画」及び「第3期今治市障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

【条約】

■ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

平成 26(2014)年 1 月 20 日批准

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を定めている条約で、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。日本では、平成 26(2014)年 1 月 20 日に批准し、平成 26(2014)年 2 月 19 日から効力が発生しました。

【法律】

■ 障害者基本法の改正

一部を除き平成 23(2011)年 8 月 5 日施行

平成 23(2011)年 8 月の改正では、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義の拡大、差別の禁止、合理的配慮の提供、教育や選挙における配慮等が規定されました。また、障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告を行う障害者政策委員会が設置されました。

■ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（障害者虐待防止法）の制定

平成 24(2012)年 10 月 1 日施行

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講ずる、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

■ 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の制定

平成 27(2015)年 1 月 1 日施行

難病の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を講ずる、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定・施行されました。

■ 発達障害者支援法の改正

平成 28(2016)年 8 月 1 日施行

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障がいの早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国・地方公共団体の責務を明確化することや、発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として、「発達障害者支援法」が改正されました。

■ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の改正

平成 30(2018)年 4 月 2 日施行

児童に対する虐待の防止、早期発見、保護等について定められ、平成 12(2000)年に制定、平成 16(2004)年 10 月、平成 20(2008)年 4 月に改正が行われました。今回の改正では、虐待を受けている児童等の保護を図るため、虐待を受けている児童等の保護者への司法関与を強化する等の措置が講じられました。

■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

平成 30(2018)年 6 月 13 日施行

文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、権利保護の推進、相談体制の整備等が基本的施策となっており、具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組の促進や、高い評価を受けた作品の販売等に関する支援が盛り込まれています。

■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正

一部を除き平成 30(2018)年 11 月 1 日施行

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化、更なる利用し易さ確保に向けた施策の充実等が盛り込まれています。

■ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定

令和3(2021)年9月18日施行

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止として、①医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念の明文化、②国・地方公共団体、保育所の設置者及び学校の設置者等の責務の明文化を盛り込んでいます。

■ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定

令和4(2022)年5月25日施行

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進として、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得・利用、意思疎通に関する施策の基本となる事項等が盛り込まれています。

■ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正

令和6(2024)年4月1日施行予定

精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備として、①医療保護入院の見直し、②入院者訪問支援事業の創設、③精神科病院における虐待防止の措置の義務化、従事者による虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化が定められました。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（障害者総合支援法）の改正

令和6(2024)年4月1日施行予定、一部令和5(2023)年4月1日施行

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置が盛り込まれています。

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正

令和6(2024)年4月1日施行予定

障害を理由とする差別の解消の一層の推進として、①国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、②事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化、③障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が盛り込まれ、これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務となります。

■ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正

令和6(2024)年4月1日施行予定、一部令和5(2023)年4月1日施行

障害者雇用の質の向上の推進として、①雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化、②週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例、③障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し、納付金助成金の新設・拡充等が盛り込まれました。

■ 児童福祉法の改正

令和6(2024)年4月1日施行予定

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として、①児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化、②障害の種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うこと等が盛り込まれました。

(2) 障がい福祉に関する制度・施策の変遷



(3) 計画の根拠法

1) 本計画の位置づけ

各計画の根拠法令は、以下のとおりです。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画の性格	障害者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画

◎障害者計画（障害者基本法）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◎障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

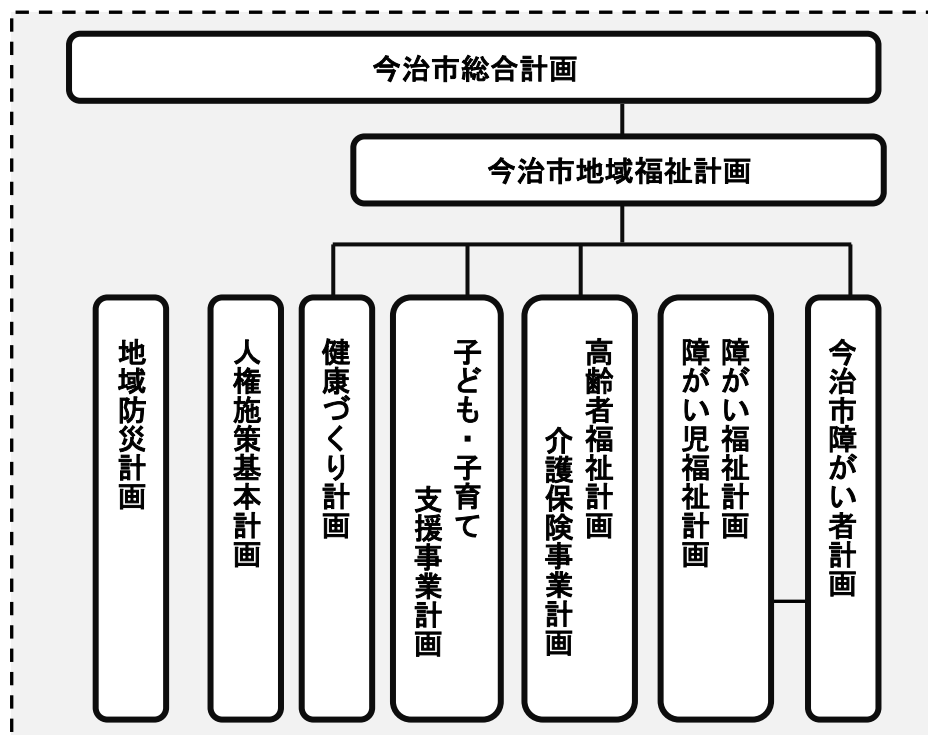
◎障害児福祉計画（児童福祉法）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量

3 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、「第2次今治市総合計画」の実現に向けて、「地域福祉計画」を上位計画とし、「子ども・子育て支援事業計画」等個別計画と連携します。



4 計画の期間

「障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。

年度 (平成・令和)	平成 30	令和 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障害者 計画			障がい者計画（第3次）				障がい者計画（第4次）					
												
障害福祉 計画	障がい福祉計画 （第5期）			障がい福祉計画 （第6期）			障がい福祉計画 （第7期）			次期計画		
												
障害児福祉 計画	障がい児福祉計画 （第1期）			障がい児福祉計画 （第2期）			障がい児福祉計画 （第3期）			次期計画		
												

第2章 今治市の障がい者（児）を取り巻く現状

第2章 今治市の障がい者（児）を取り巻く現状

I 人口等の推移

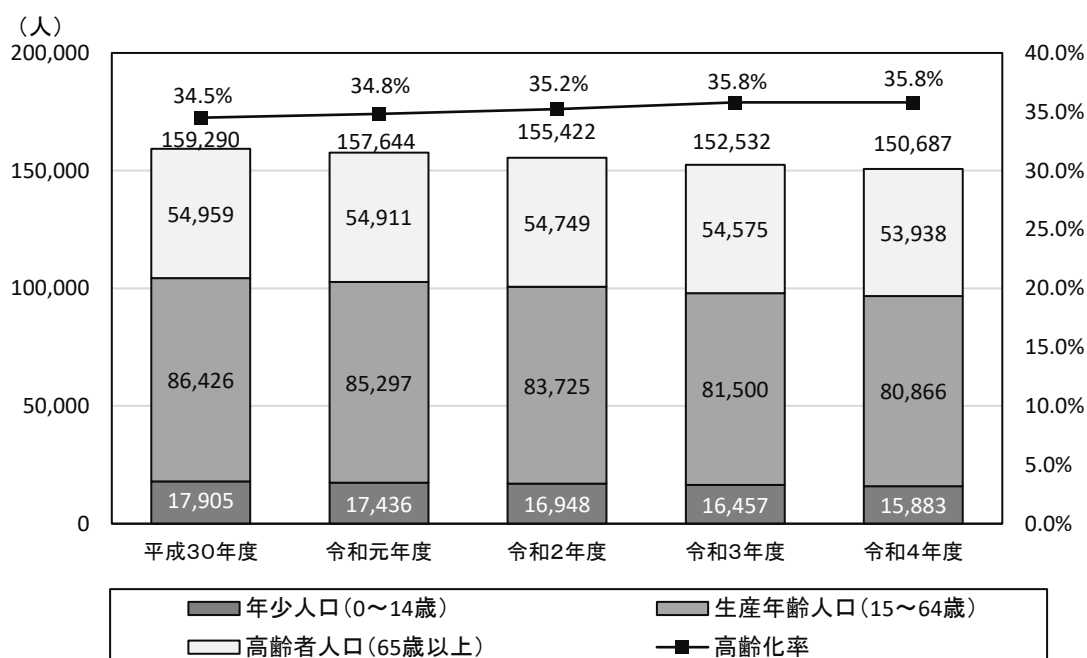
(1) 人口について

本市の令和5年3月31日現在の総人口は、150,687人となっており、平成30年度から令和4年度にかけて減少が続いています。また、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は、平成30年度の34.5%から令和4年度の35.8%へと増加し、高齢化が進んでいます。

■ 総人口と年齢3区分人口の推移、高齢化率

単位：人、%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年少人口 (0～14歳)	17,905	17,436	16,948	16,457	15,883
生産年齢人口 (15～64歳)	86,426	85,297	83,725	81,500	80,866
高齢者人口 (65歳以上)	54,959	54,911	54,749	54,575	53,938
総人口	159,290	157,644	155,422	152,532	150,687
高齢化率	34.5%	34.8%	35.2%	35.8%	35.8%



【資料】今治市住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(2) 世帯について

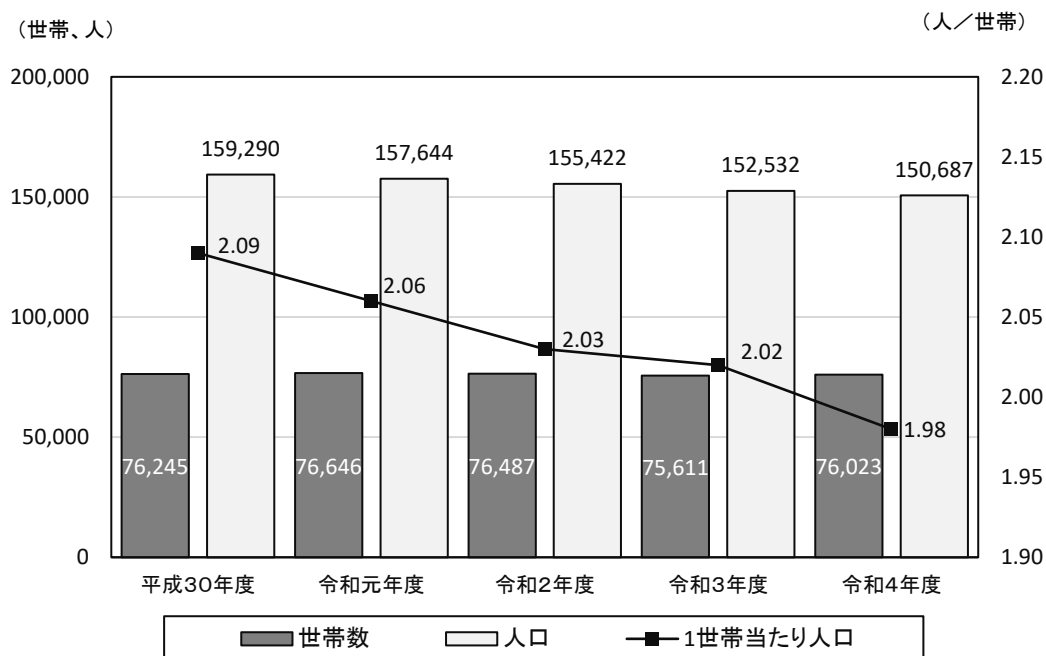
世帯数と1世帯当たり人口をみると、世帯数は、増減を繰り返しています。

一方で1世帯当たり人口は毎年減少しており、平成30年度には2.09人でしたが、令和4年度では1.98人となっています。

■ 世帯数と1世帯あたりの人口

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	76,245	76,646	76,487	75,611	76,023
人口	159,290	157,644	155,422	152,532	150,687
1世帯当たり人口	2.09	2.06	2.03	2.02	1.98



【資料】今治市住民基本台帳（各年度3月31日現在）

2 障がいのある人の状況等

(1) 障害者手帳所持者の推移（全体）

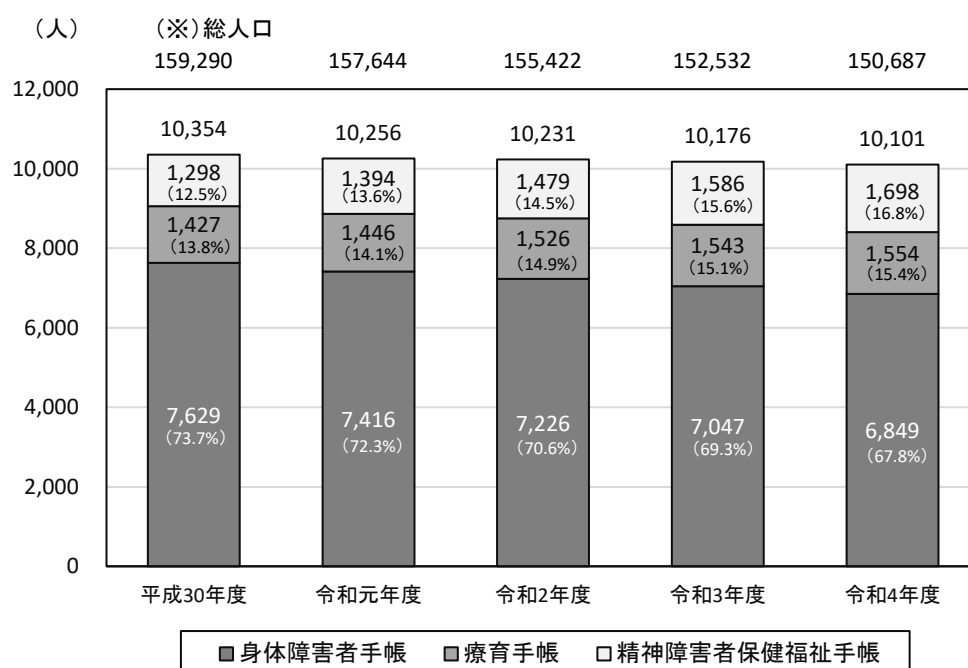
障害者手帳所持者（全体）の推移をみると、平成30年度から令和4年度まで減少し続けています。手帳種別ごとの推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少が続いていますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

障害者手帳所持者合計の総人口に占める割合は、平成30年度の6.5%から緩やかに増加しており、令和4年度で6.7%となっています。

■ 障害者手帳所持者の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	7,629	7,416	7,226	7,047	6,849
療育手帳	1,427	1,446	1,526	1,543	1,554
精神障害者 保健福祉手帳	1,298	1,394	1,479	1,586	1,698
障害者手帳所持者合計	10,354	10,256	10,231	10,176	10,101
手帳所持者合計／総人口	6.5%	6.5%	6.6%	6.7%	6.7%



【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

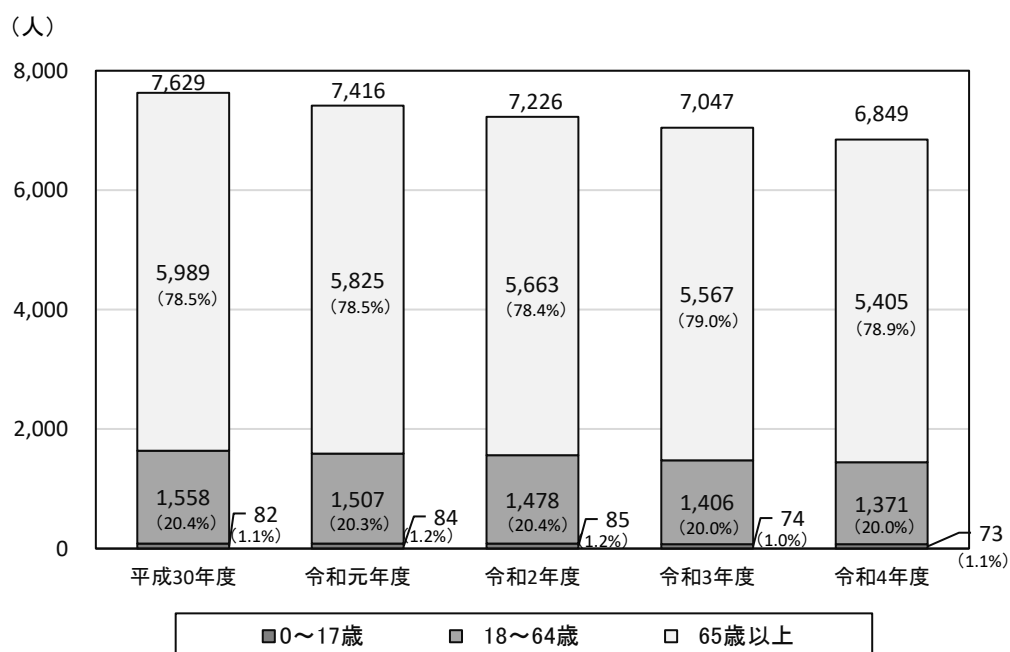
身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて、減少が続いています。

年齢別にみると、すべての年度で65歳以上の割合が最も高くなっています。平成30年度の身体障害者手帳所持者の65歳以上の割合は78.5%であり、身体障害者手帳所持者においては、65歳以上の人の割合が非常に高くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	82	84	85	74	73
18～64歳	1,558	1,507	1,478	1,406	1,371
65歳以上	5,989	5,825	5,663	5,567	5,405
手帳所持者合計	7,629	7,416	7,226	7,047	6,849
手帳所持者合計／総人口	4.8%	4.7%	4.6%	4.6%	4.5%



【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

等級別にみると、すべての年度において、1・2級の重度障がいの人が半数以上を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	2,768	2,721	2,686	2,565	2,474
2級	1,433	1,363	1,319	1,279	1,217
3級	1,047	1,019	968	964	947
4級	1,566	1,518	1,484	1,474	1,441
5級	380	378	359	351	347
6級	435	417	410	414	423
合計	7,629	7,416	7,226	7,047	6,849

【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

障がい別にみると、すべての年度において、肢体不自由の人が最も多くなっていますが、近年は内部障がいの人の比率が高くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい別）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	561	541	512	496	503
聴覚・平衡機能障がい	619	605	597	603	610
音声・言語障がい そしゃく機能障がい	73	70	68	67	61
肢体不自由	3,811	3,654	3,507	3,379	3,206
内部障がい	2,565	2,546	2,542	2,502	2,469
合計	7,629	7,416	7,226	7,047	6,849

【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

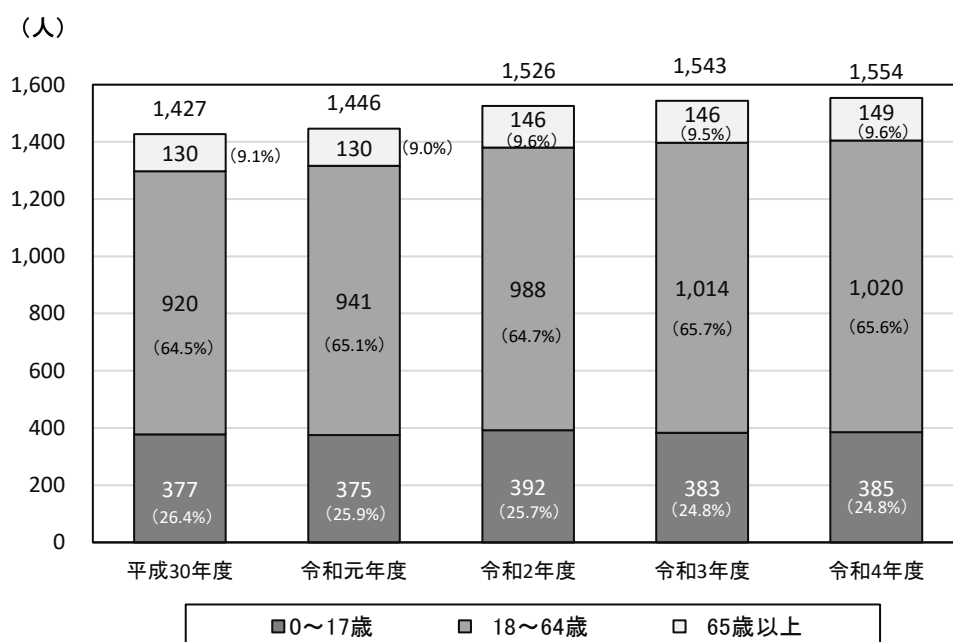
(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、他の障害者手帳所持者に比べて、0～17歳の割合が高く、65歳以上の割合が低いことが特徴となっています。知的障がいは発達期（おおむね18歳未満）において現れるものであるため、今後は手帳所持者の年齢が上昇するとともに年齢別の人口比も徐々に変化していくと考えられます。療育手帳所持者の程度をみると、特にB（中軽度）に該当する人が増加しています。

■ 療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	377	375	392	383	385
18～64歳	920	941	988	1,014	1,020
65歳以上	130	130	146	146	149
手帳所持者合計	1,427	1,446	1,526	1,543	1,554
手帳所持者合計／総人口	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%



【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

■ 療育手帳所持者数の推移（程度別）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A（重度）	606	616	636	630	634
B（中軽度）	821	830	890	913	920
合計	1,427	1,446	1,526	1,543	1,554

【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

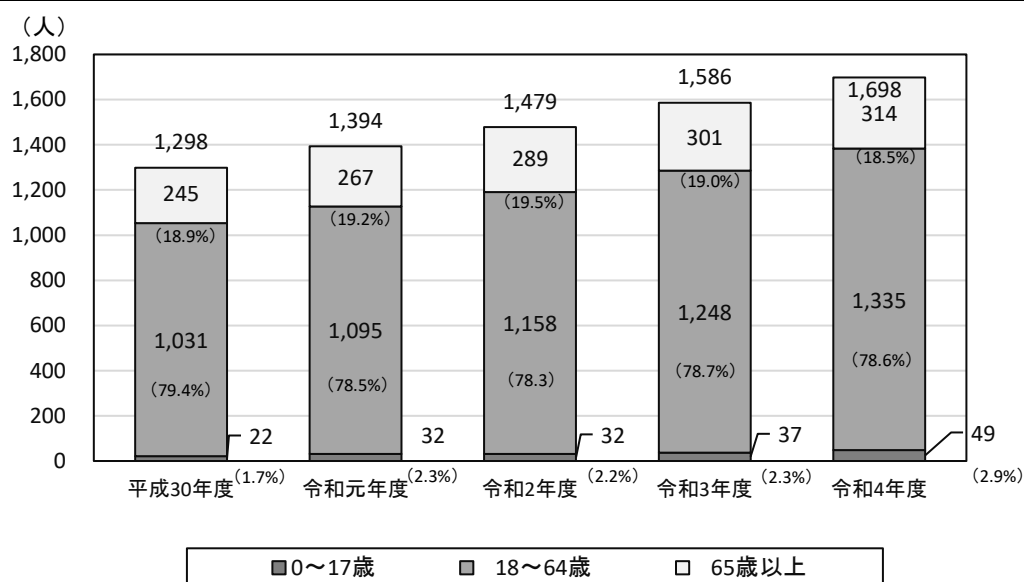
(4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、年々増加しており、増加率も上昇しています。手帳所持者数は、令和4年度には平成30年度の約1.3倍と大きく増加しています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	22	32	32	37	49
18～64歳	1,031	1,095	1,158	1,248	1,335
65歳以上	245	267	289	301	314
手帳所持者合計	1,298	1,394	1,479	1,586	1,698
手帳所持者合計／総人口	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%
平成29年度（1,178人）からの増加率	10.2%	18.3%	25.6%	34.6%	44.1%



【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

等級別では、2級、3級で大きく増加しています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	96	79	81	86	86
2級	1,025	1,120	1,202	1,285	1,387
3級	177	195	196	215	225
合計	1,298	1,394	1,479	1,586	1,698

【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

(5) 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証交付者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ自動更新。

■ 難病患者の推移

単位：人

	平成30年度	令年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費（指定難病） 受給者証交付者数	1,150	1,177	1,276	1,270	1,327

【資料】今治保健所（各年度12月31日現在）

(6) 経済的支援の受給状況

経済的支援の受給者数の推移をみると、特別児童扶養手当受給者が増加傾向にあります。

■ 経済的支援の受給状況

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当 （受給者数）	147	143	145	146	151
障害児福祉手当 （受給者数）	83	80	81	86	80
特別児童扶養手当 （受給者数）	366	381	393	436	449
心身障害者扶養共済制度 （受給者数）	181	179	183	181	188

【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

(7) 自立支援医療の受給状況

自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移をみると、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため、自動更新となった影響を受けていますが、年々増加しており、増加率も上昇しています。

■ 自立支援医療費受給者の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神通院医療費 （精神通院）受給者数	3,032	3,299	3,749	3,540	3,579
平成29年度（2,805人） からの増加率	8.1%	17.6%	33.7%	26.2%	27.6%

【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

3 特別支援学校・特別支援学級等の状況

今治特別支援学校の在籍者数は、年度によって変動がありますが、小学部は増加しています。

■ 特別支援学校の在籍者数

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学部	93	99	103	106	120
中学部	55	61	62	66	60
高等部	111	113	111	104	106
計	259	273	276	276	286

【資料】今治特別支援学校（各年度3月31日現在）

特別支援学級の在籍者数は、小学校、中学校ともに増加傾向となっています。令和4年度では小学校315人、中学校111人となっています。

通級指導教室の在籍者数については、平成30年度から令和4年度にかけて減少傾向にありましたが、令和4年度では増加に転じています。

■ 特別支援学級の在籍者数

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	212	241	266	280	315
中学校	100	97	94	94	111
計	312	338	360	374	426

■ 通級指導教室の在籍者数

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	50	45	44	30	40
中学校	20	16	13	19	20
計	70	61	57	49	60

■ 学校生活支援員配置人数

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	25	28	33	31	39
中学校	11	8	6	7	10
計	36	36	39	38	49

【資料】今治市学校教育課（各年度5月1日現在）

4 障害者手帳所持者向けアンケート調査

（1）調査概要

- ・調査の時期：令和5年8月7日～8月25日
- ・調査対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・調査方法：郵送により調査票を配布・回収とWEB回答のハイブリッド方式
- ・配布数：障がい児者 1,000件、回収数：393件（回収率39.3%）

【留意点】

- ・グラフは原則として回答者の割合（百分率）で表現しています。
- ・グラフ及び表中のn（number of case）は、割合算出の母数を示しています。
- ・割合による集計では、回答者数を100.0%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、割合の合計が100.0%とならない場合があります。
- ・複数回答の場合、割合の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・所持手帳別の集計においては、重複して障害者手帳を所持する人、所持手帳不明の人がいるため、全体数と所持手帳別の合計数が一致していません。

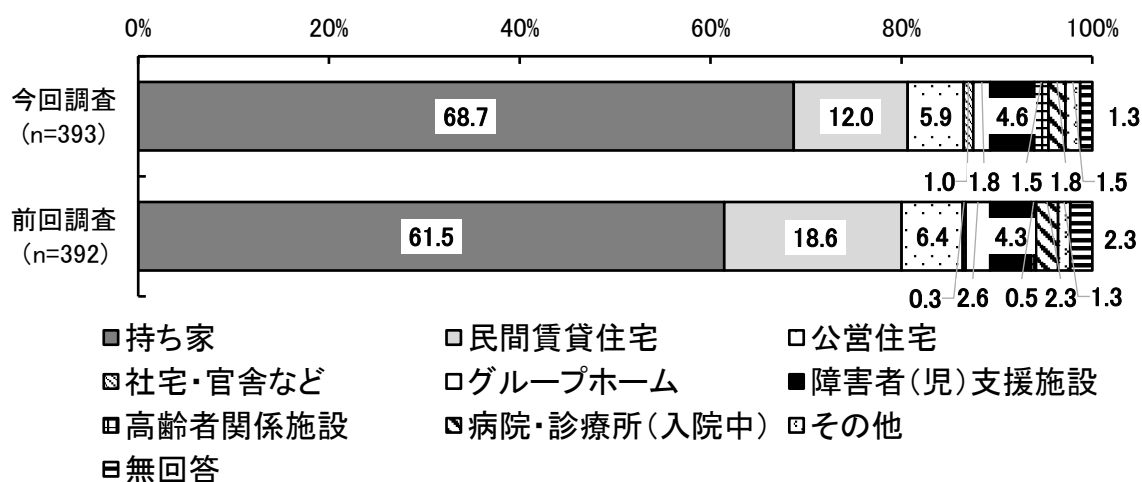
(2) 調査結果概要

■ 生活している場所について

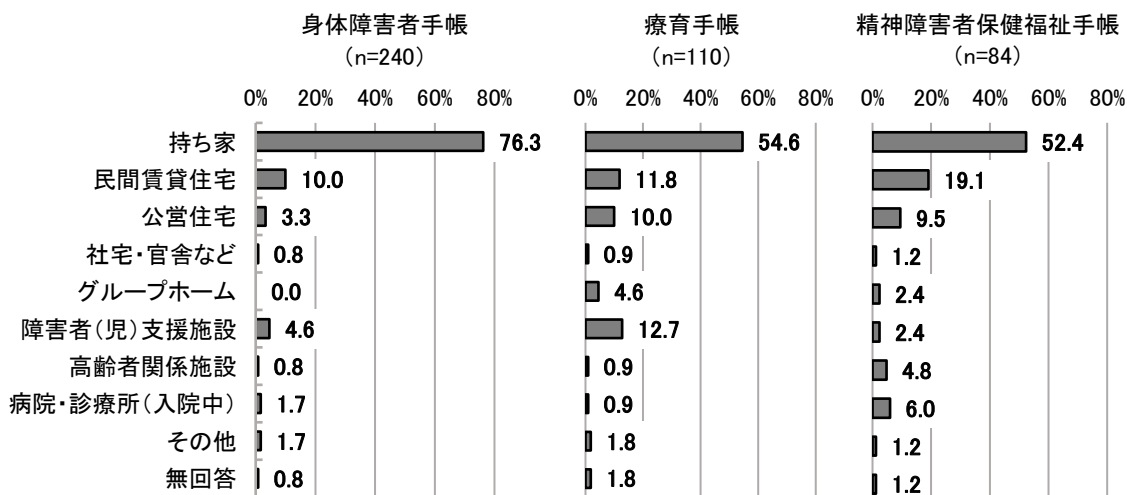
生活している場所について、「持ち家」が68.7%と最も高く、次いで「民間賃貸住宅」が12.0%となっています。

所持手帳別にみると、いずれにおいても「持ち家」が最も高く、療育手帳では「障害者（児）支援施設」が高くなる傾向が見られました。

【今回調査・前回調査】



【所持手帳別】



課題等

・持ち家や民間賃貸住宅で生活している人の割合が高いため、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実が求められます。

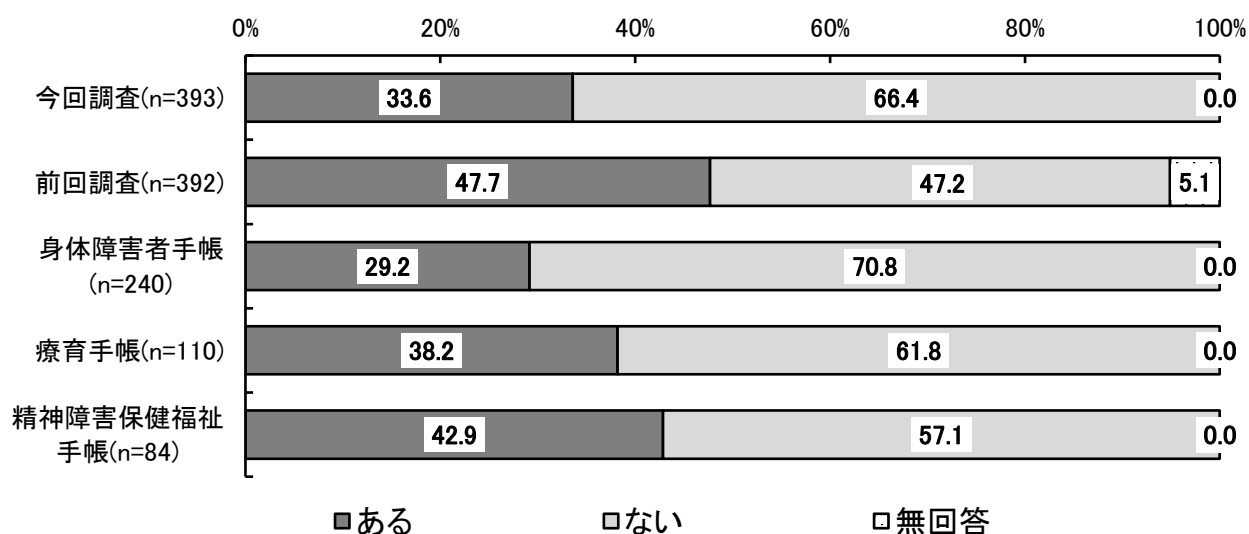
■ 障がいがあることで、差別を受けたり、いやな思いをしたことがあるかについて

差別等を受けたことがあるかについて、今回調査では「ある」33.6%、「ない」66.4%となっています。

前回調査と比較すると、「ある」が14.1ポイント減少しています。

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では「ある」29.2%、「ない」70.8%、療育手帳所持者では「ある」38.2%、「ない」61.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「ある」42.9%、「ない」57.1%となっています。

【今回調査・前回調査・所持手帳別】



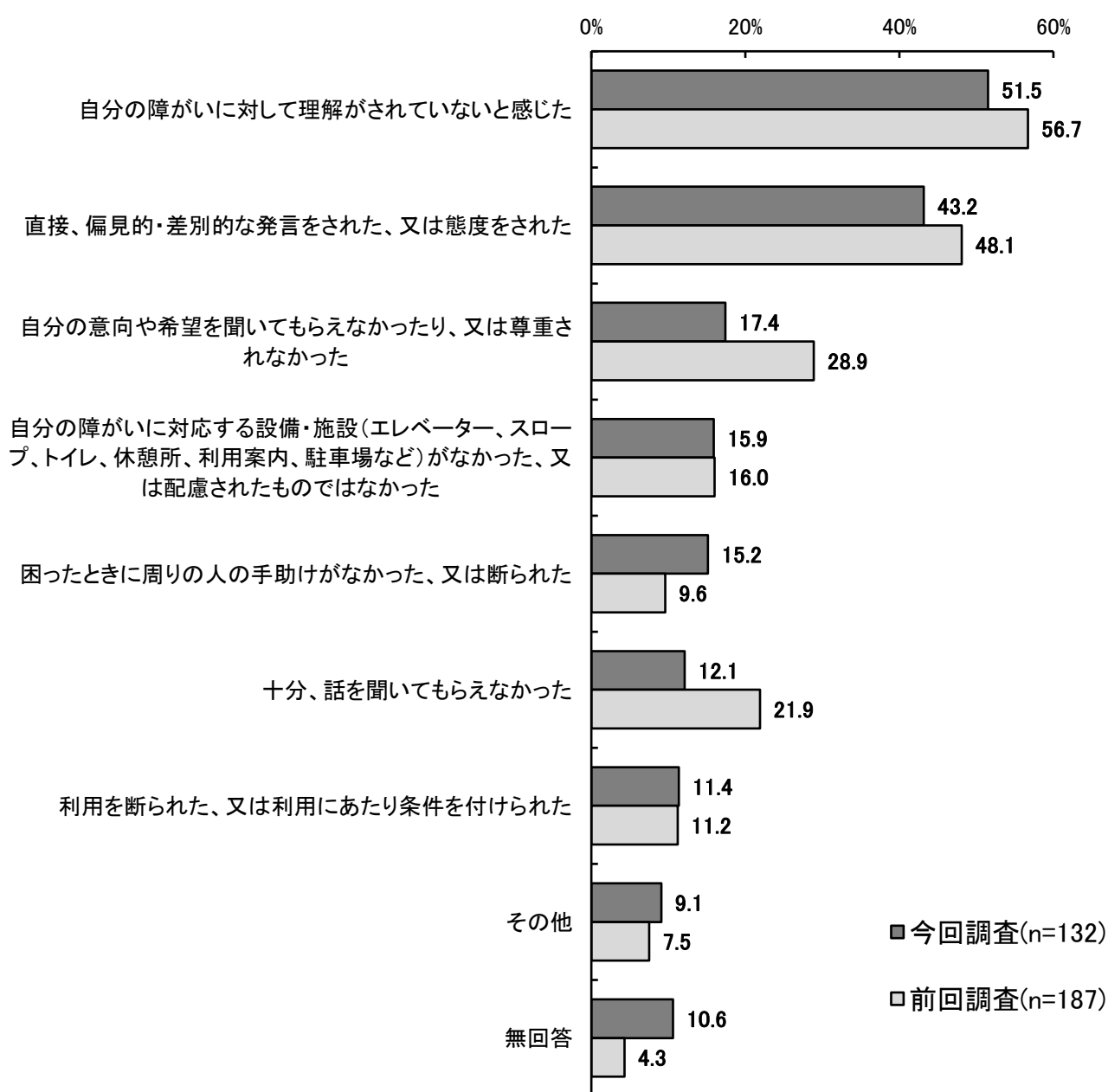
■ 差別やいやな思いは、どのような時に感じたかについて

差別等について「ある」と回答した人への質問で、どのような時に感じたかについては、「自分の障がいに対して理解されていないと感じた」が51.5%と最も高く、次いで「直接、偏見的・差別的な発言をされた、又は態度をされた」が43.2%となっています。

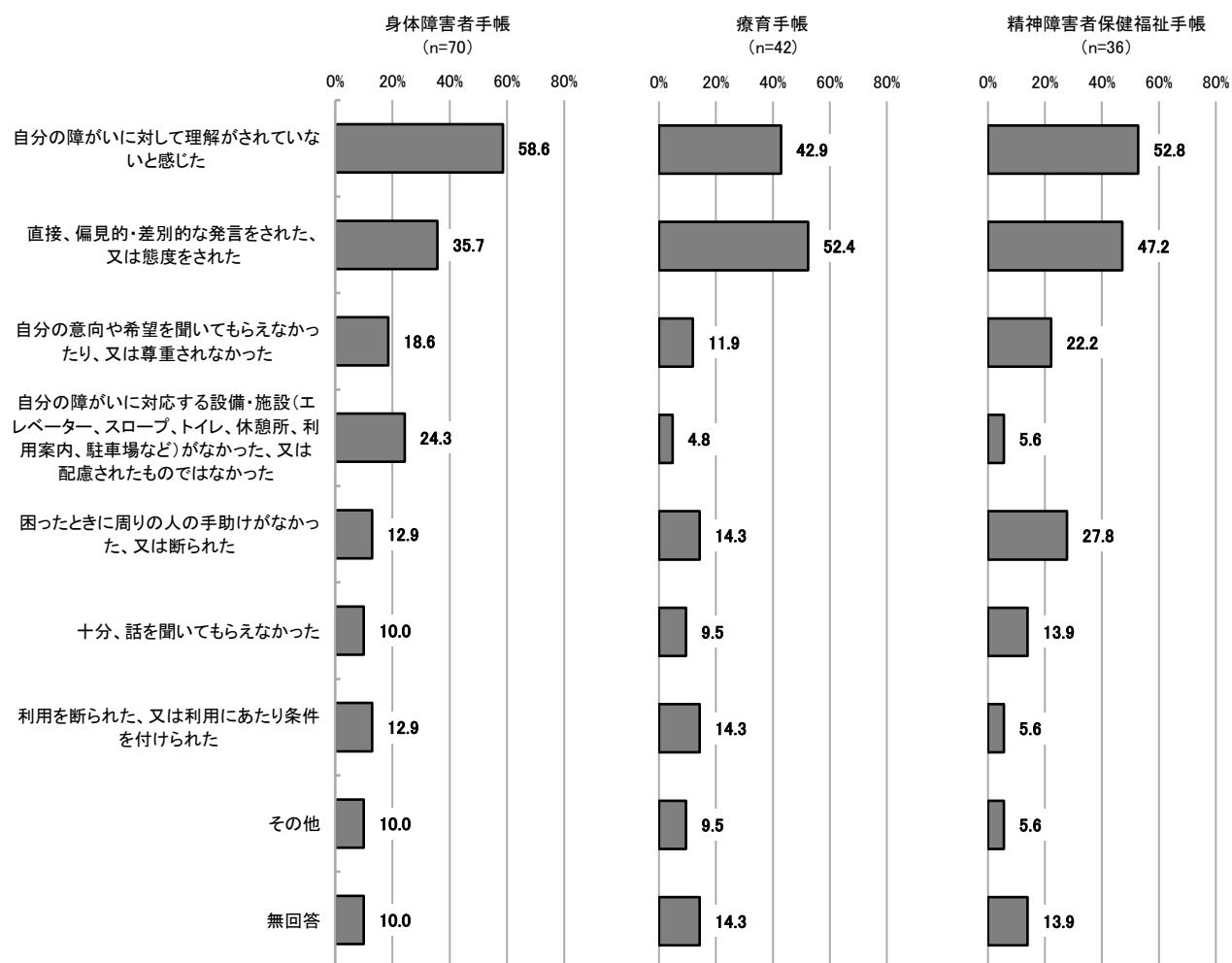
前回調査と比較すると、「自分の意向や希望を聞いてもらえなかったり、又は尊重されなかった」が11.5ポイント減少しています。

所持手帳別にみると、療育手帳では「直接、偏見的・差別的な発言をされた、又は態度をされた」が最も高くなる傾向が見られました。

【今回調査・前回調査】



【所持手帳別】



課題等

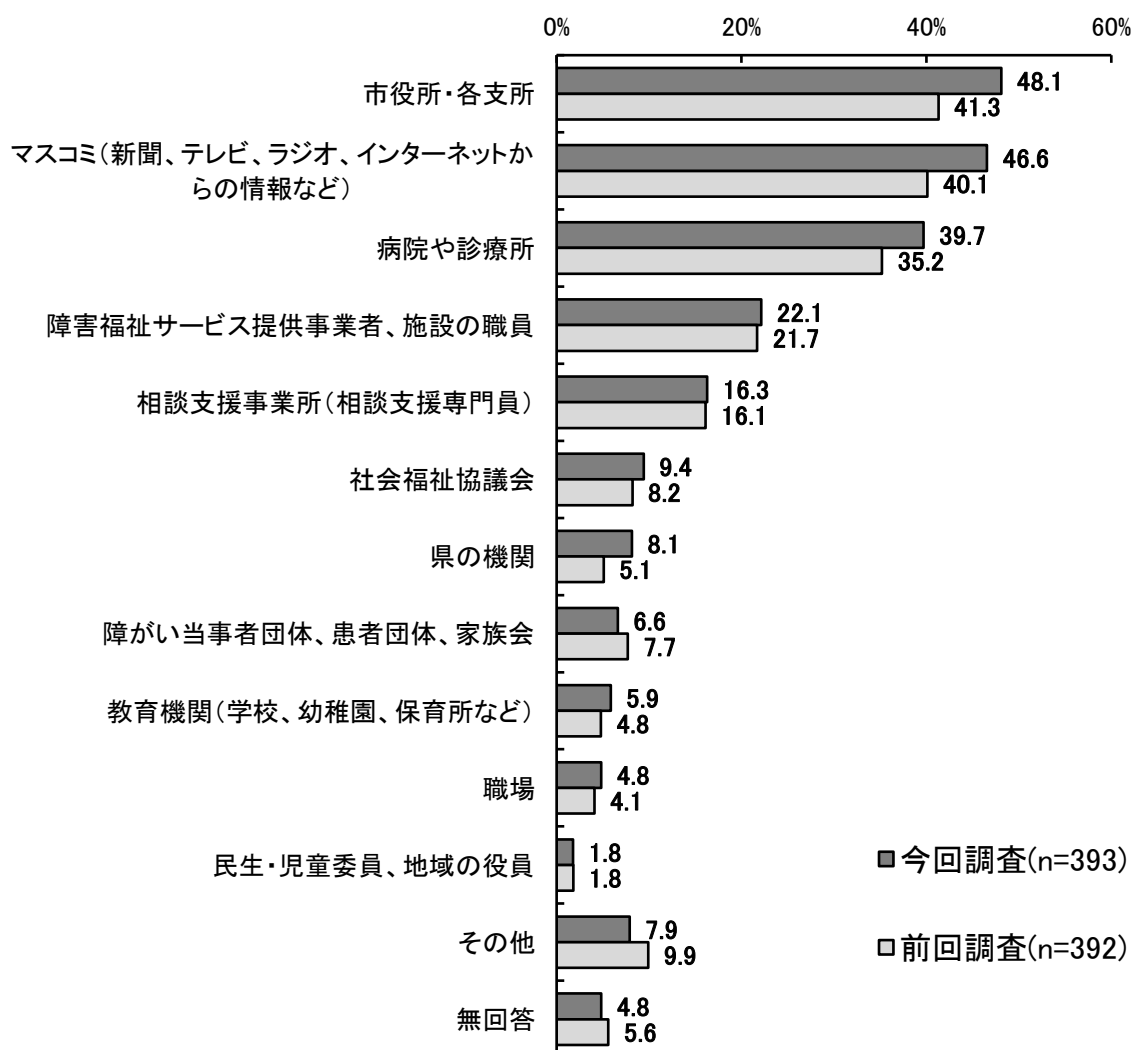
- ・全体の 33.6% の人が差別を受けたり、いやな思いをしたことがあると回答しています。
- ・障がいや障がい者への理解不足については、依然見受けられます。理解不足解消のために、啓発や教育、交流の充実が課題といえます。

■ 日頃必要としている生活や福祉に関する情報の発信元について

生活や福祉に関する情報の発信元について、全体では上位から「市役所・各支所」48.1%、「マスコミ（新聞、テレビ、ラジオ、インターネットからの情報など）」46.6%、「病院や診療所」39.7%となっています。

前回調査と比較すると、「市役所・各支所」が6.8ポイント、「マスコミ（新聞、テレビ、ラジオ、インターネットからの情報など）」が6.5ポイント増加しています。

【今回調査・前回調査】



■ 情報の取得方法について

生活や福祉に関する情報の取得方法について、全体では上位から「広報誌」43.0%、「テレビ」31.3%、「インターネット（特にスマートフォンやタブレットなどの携帯端末）」28.2%となっています。

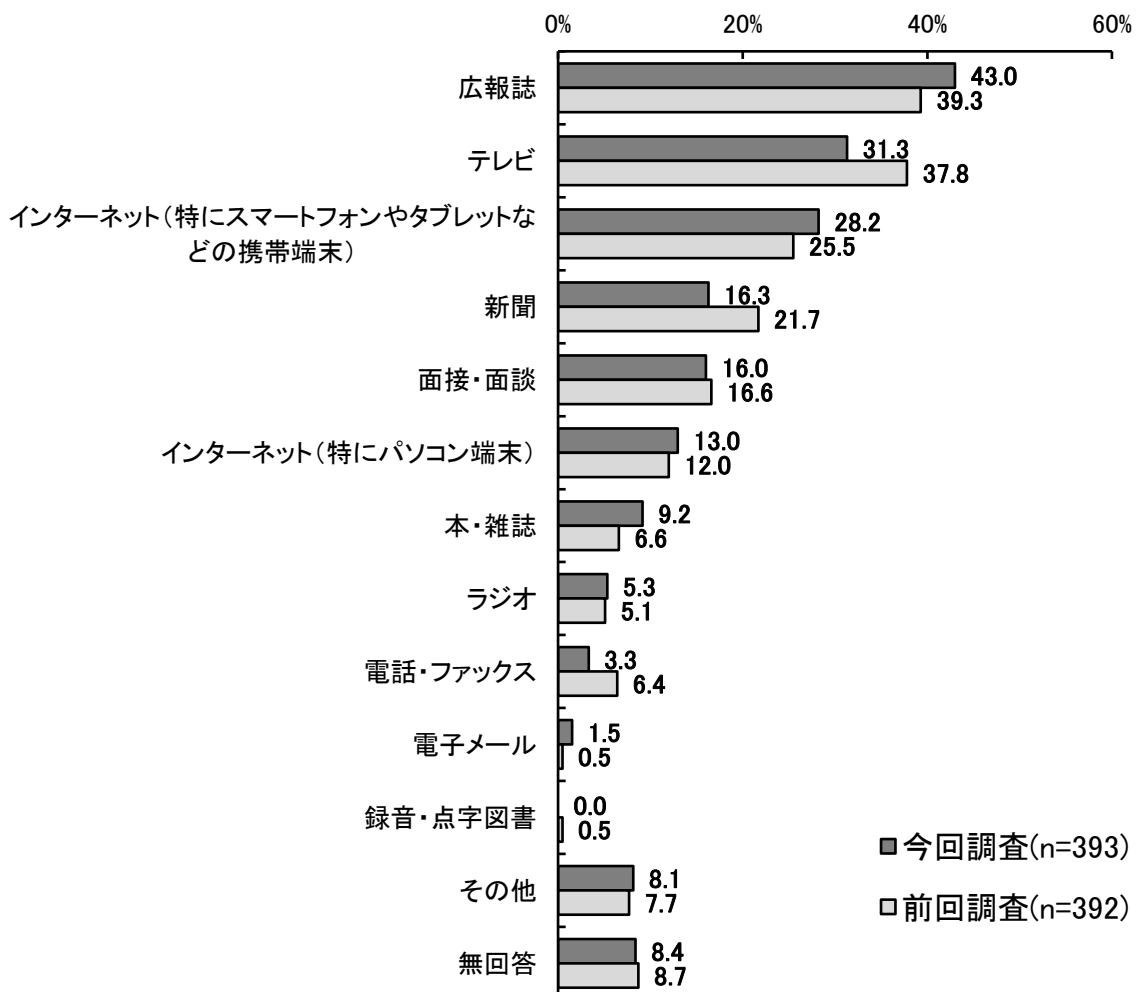
前回調査と比較すると、「テレビ」が6.5ポイント、「新聞」が5.4ポイントそれぞれ減少しています。

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では上位から「広報誌」47.5%、「テレビ」36.3%、「インターネット（特にスマートフォンやタブレットなどの携帯端末）」27.9%となっています。療育手帳所持者では上位から「広報誌」が34.6%、「インターネット（特にスマートフォンやタブレットなどの携帯端末）」が23.6%、「面談・面接」23.6%となっています。

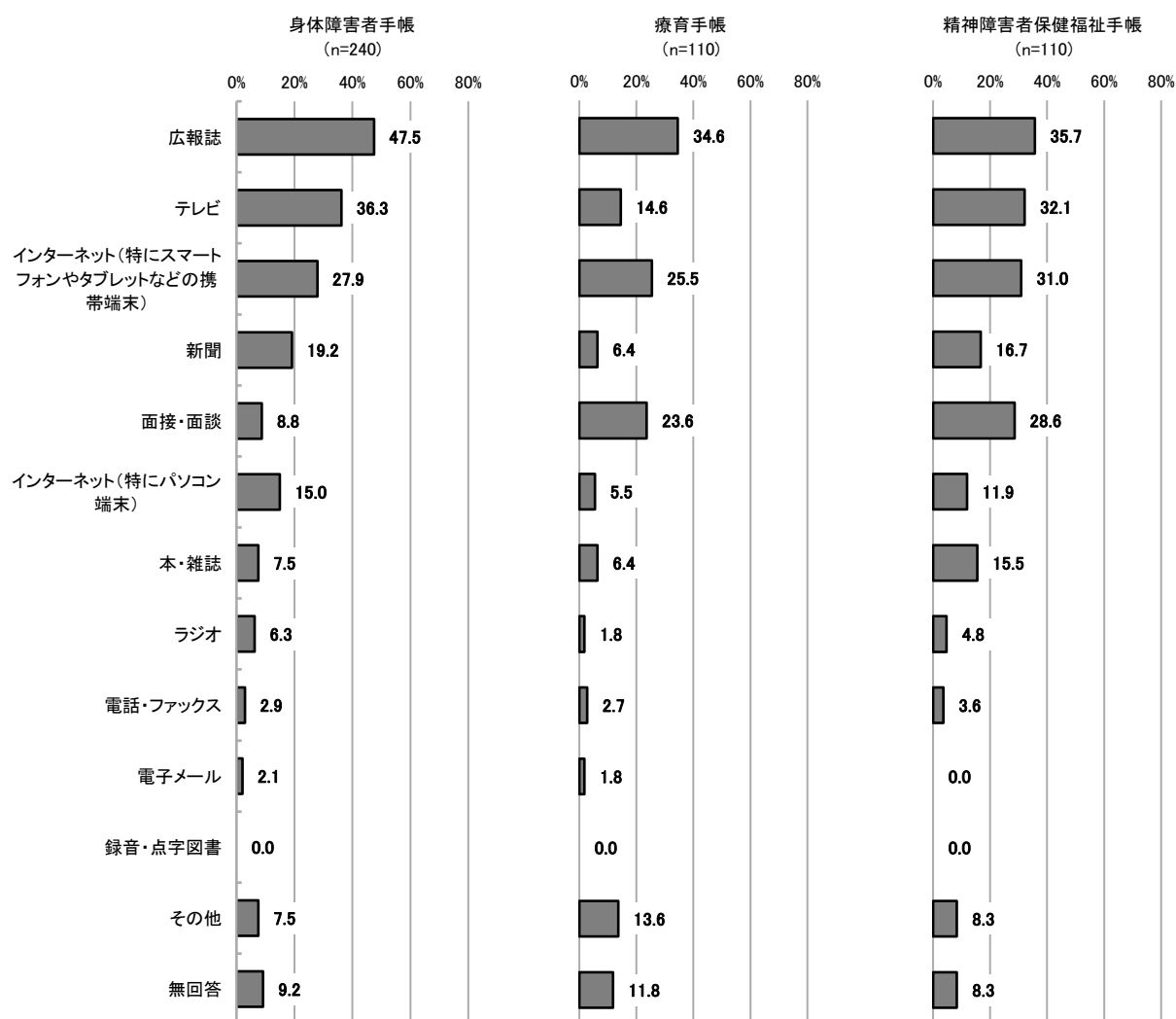
精神障害者保健福祉手帳所持者では上位から「広報誌」40.4%、「テレビ」35.4%、「面談・面接」23.2%となっています。

療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において、「面談・面接」が上位に入っています。

【今回調査・前回調査】



【所持手帳別】



課題等

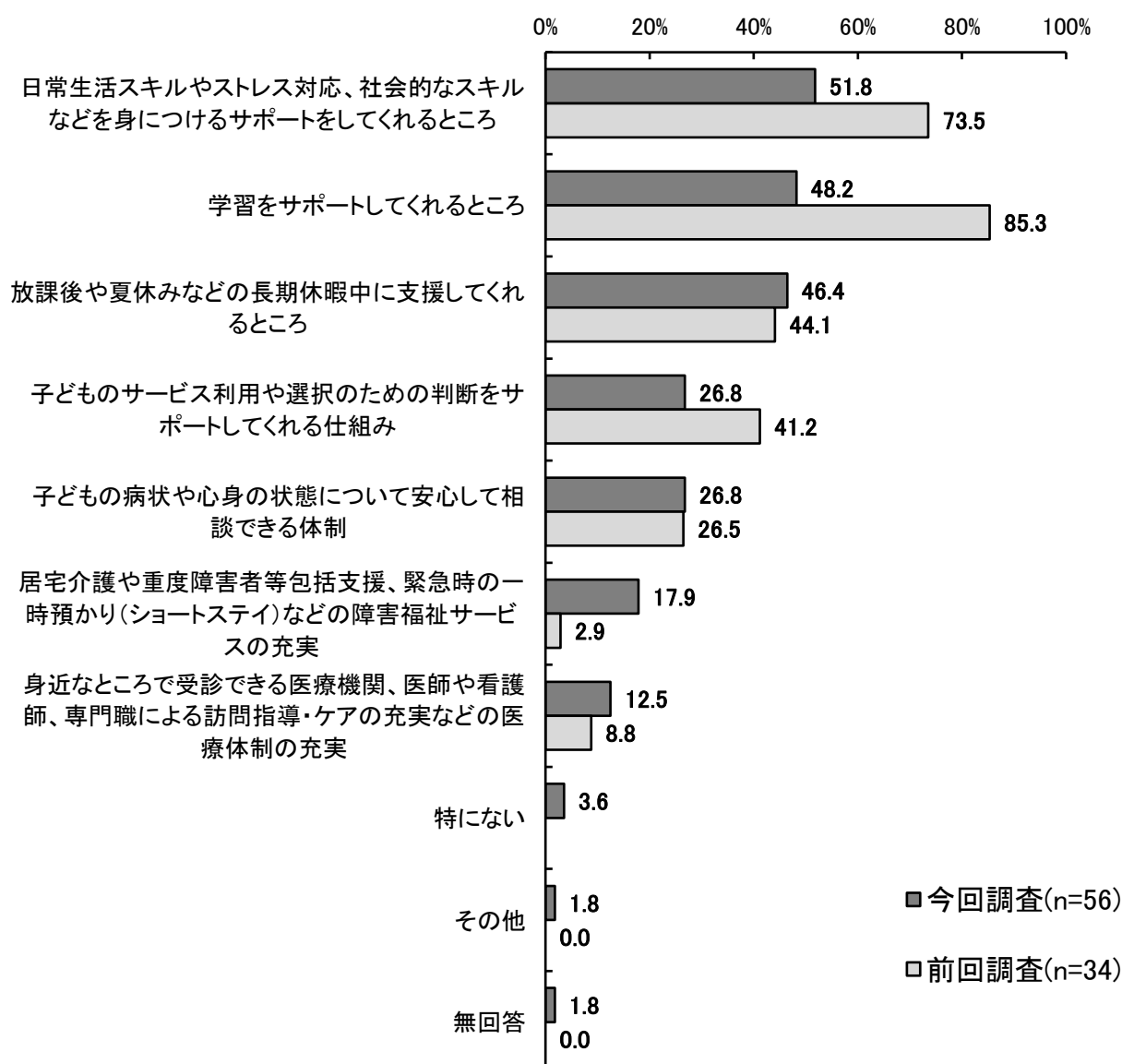
- ・必要としている情報の発信元では、市役所・各支所の割合が高く、取得方法では、広報誌の割合が高くなっています。市からの広報誌等による誰にでもわかりやすい情報発信とが求められています。
- ・情報の取得方法では、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において、面談・面接が上位に入っています。情報を発信する際には、それぞれの障がい特性に応じた配慮を行うことが重要となります。

■ 充実してほしい保健・医療・福祉サービスについて

今後、充実してほしい保健・医療・福祉サービスについては、上位から「日常生活スキルやストレス対応、社会的なスキルなどを身につけるサポートをしてくれるところ」51.8%、「学習をサポートしてくれるところ」48.2%、「放課後や夏休みなどの長期休暇中に支援してくれるところ」が46.4%となっています。

前回調査と比較すると、「学習をサポートしてくれるところ」が37.1ポイント減少し、「居宅介護や重度障害者等包括支援、緊急時の一時預かり（ショートステイ）などの障害福祉サービスの充実」が15.0ポイント増加しています。

【今回調査・前回調査】

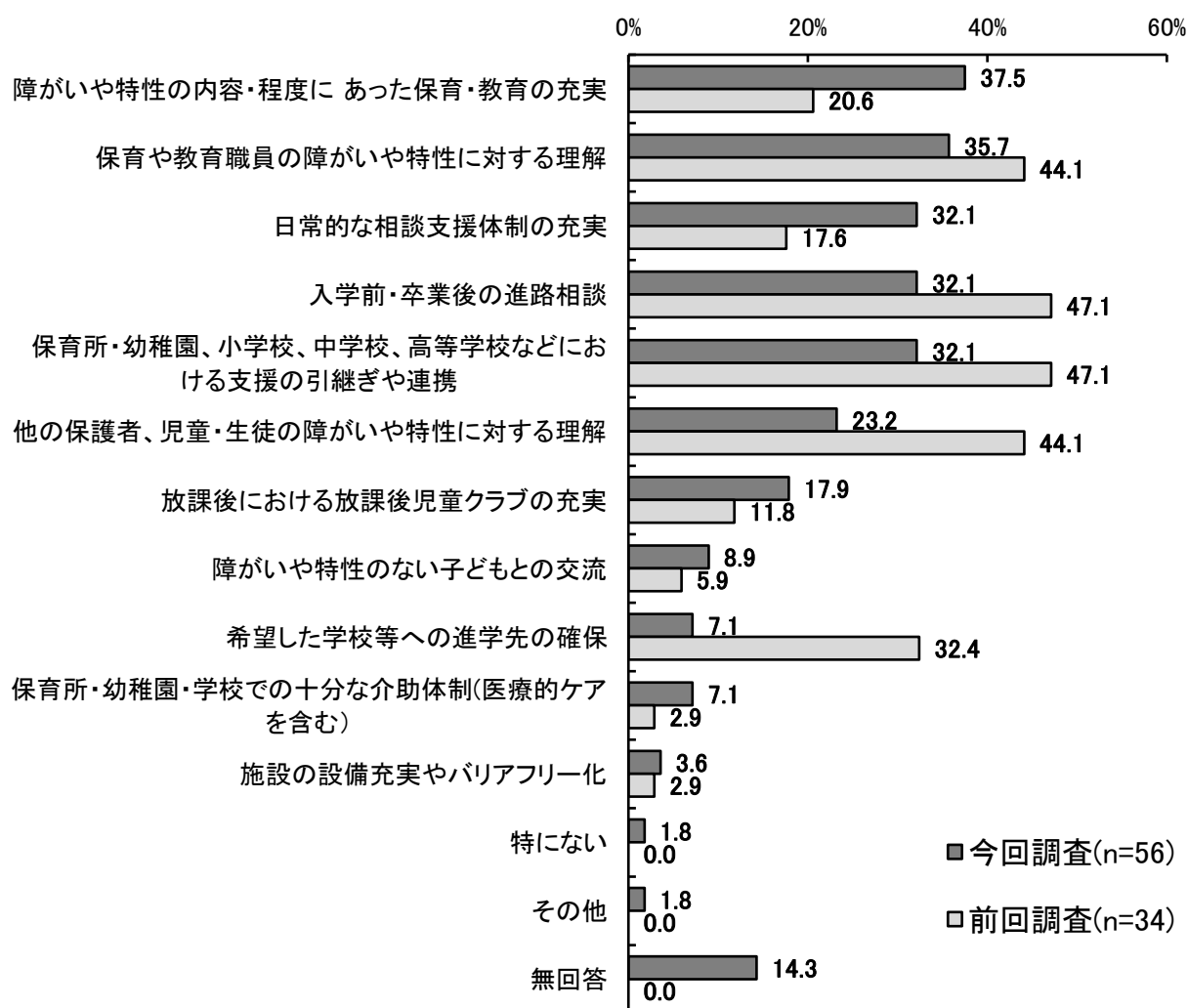


■ 保育・教育環境への希望について

保育・教育環境で今後希望することについては、上位から「障がいや特性の内容・程度にあった保育・教育の充実」37.5%、「保育や教育職員の障がいや特性に対する理解」35.7%、「日常的な相談支援体制の充実」と「入学前・卒業後の進路相談」と「保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校などにおける支援の引継ぎや連携」がともに32.1%となっています。

前回調査と比較すると、「希望した学校等への進学先の確保」が25.3ポイント減少しています。

【今回調査・前回調査】



課題等

- ・ 保育や教育の充実のためには、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校などにおける支援の引継ぎや連携が課題といえます。
- ・ 学校や園でのハード面及びソフト面での障がいへの理解と対応が求められています。

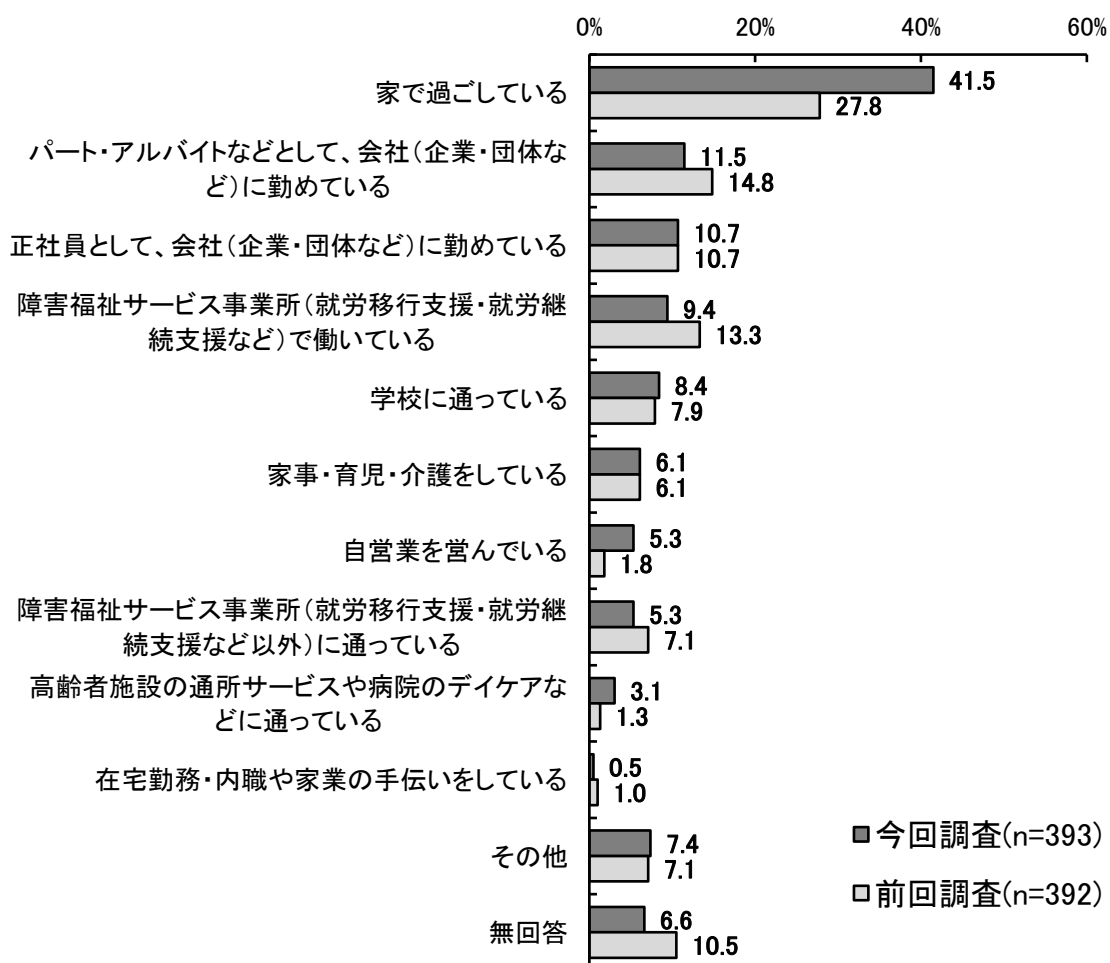
■ 日中の過ごし方について

日中の生活について、全体では上位から「家で過ごしている」41.5%、「パート・アルバイトなどとして、会社（企業・団体など）に勤めている」11.5%、「正社員として、会社（企業・団体など）に勤めている」10.7%となっています。

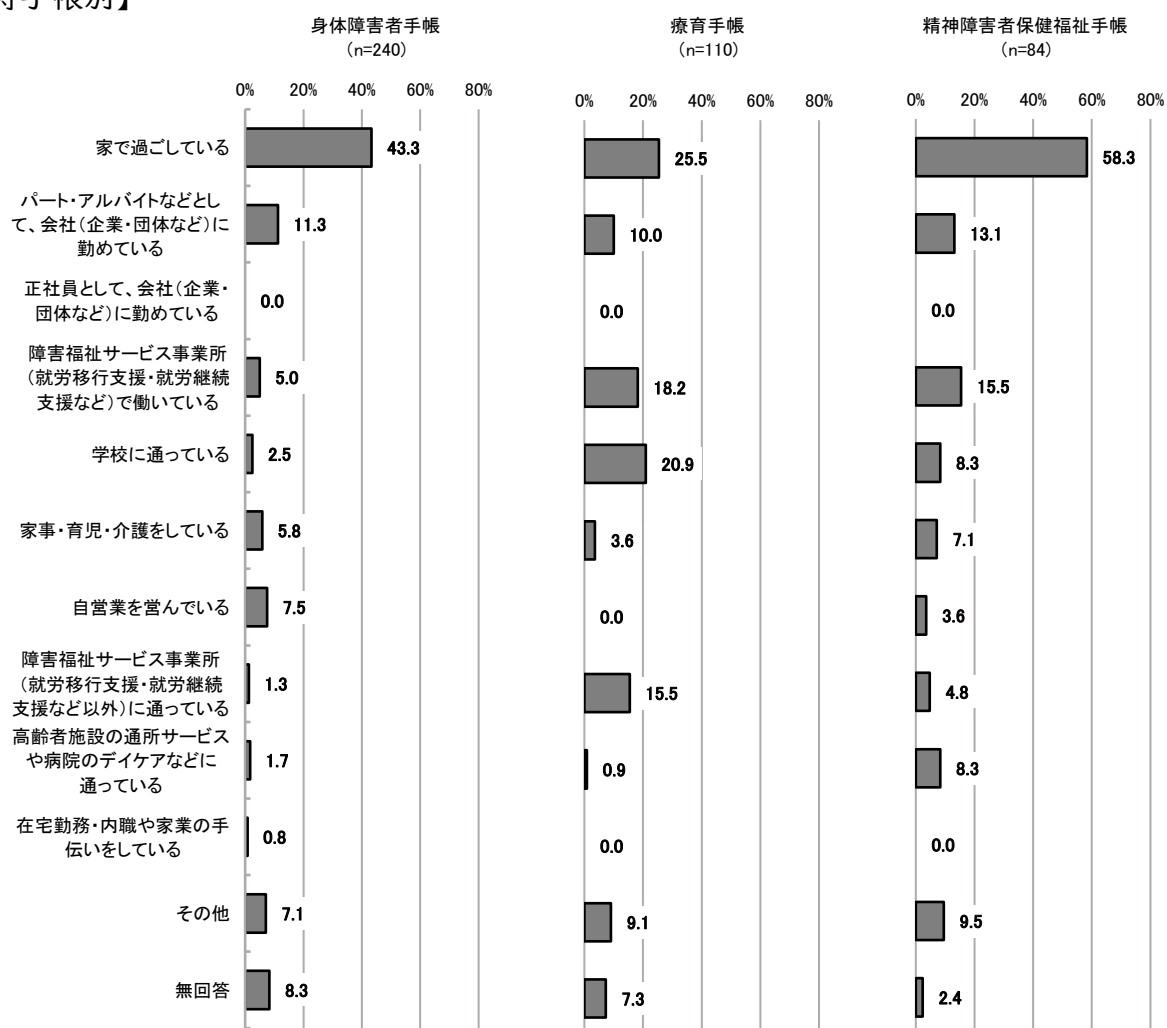
前回調査と比較すると、「家で過ごしている」が13.7ポイント増加しています。

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では上位から「家で過ごしている」43.3%、「パート・アルバイトなどとして、会社（企業・団体など）に勤めている」11.3%、「自営業を営んでいる」7.5%となっています。療育手帳所持者では上位から「家で過ごしている」25.5%、「学校に通っている」20.9%、「障害福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援など）で働いている」18.2%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では上位から「家で過ごしている」58.3%、「障害福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援など）で働いている」15.5%、「パート・アルバイトなどとして、会社（企業・団体など）に勤めている」13.1%となっています。

【今回調査・前回調査】



【所持手帳別】



課題等

- ・ 日中、家で過ごしている人の割合が高いため、日中活動系サービスを含む、障がいのある方の活動の場の充実が求められます。

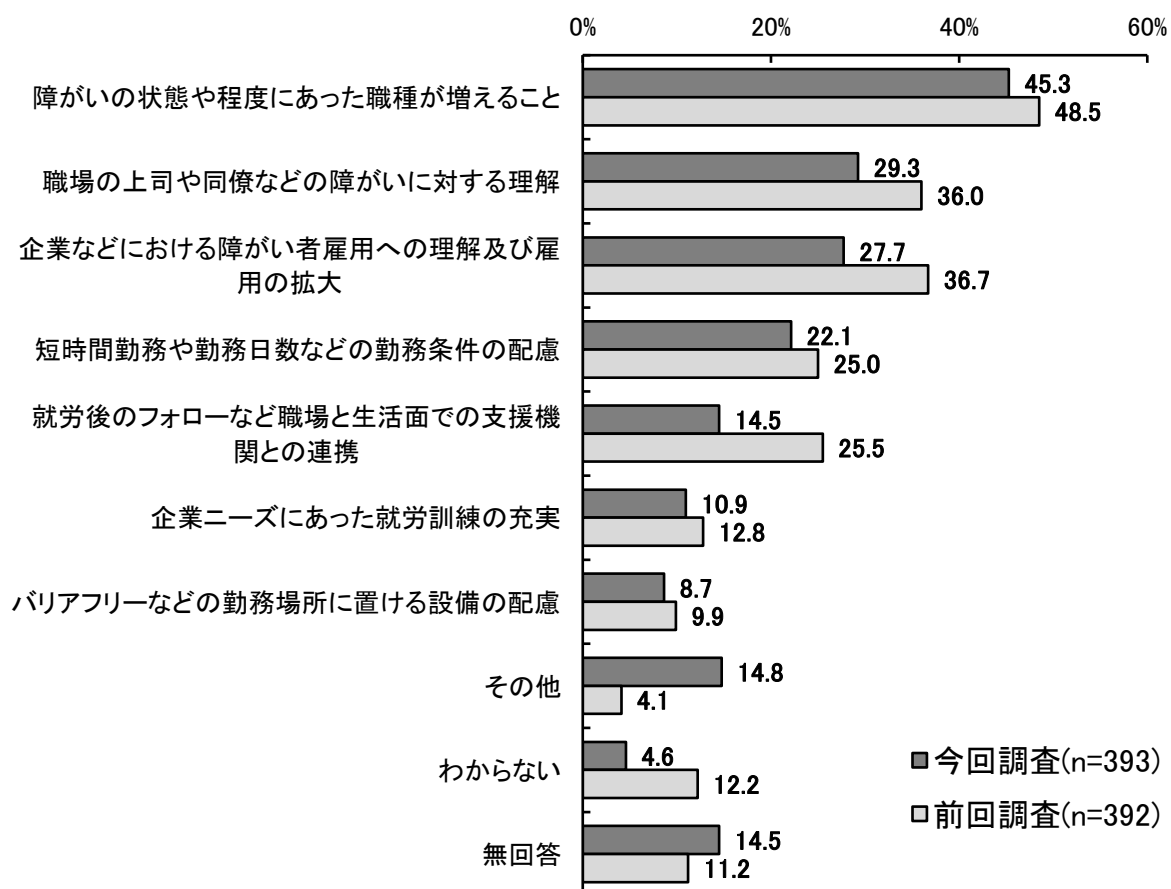
■ 必要な就労支援について

障がい者の就労支援に必要なことについて、全体では上位から「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」45.3%、「職場の上司や同僚などの障がいに対する理解」29.3%、「企業などにおける障がい者雇用への理解及び雇用の拡大」27.7%となっています。

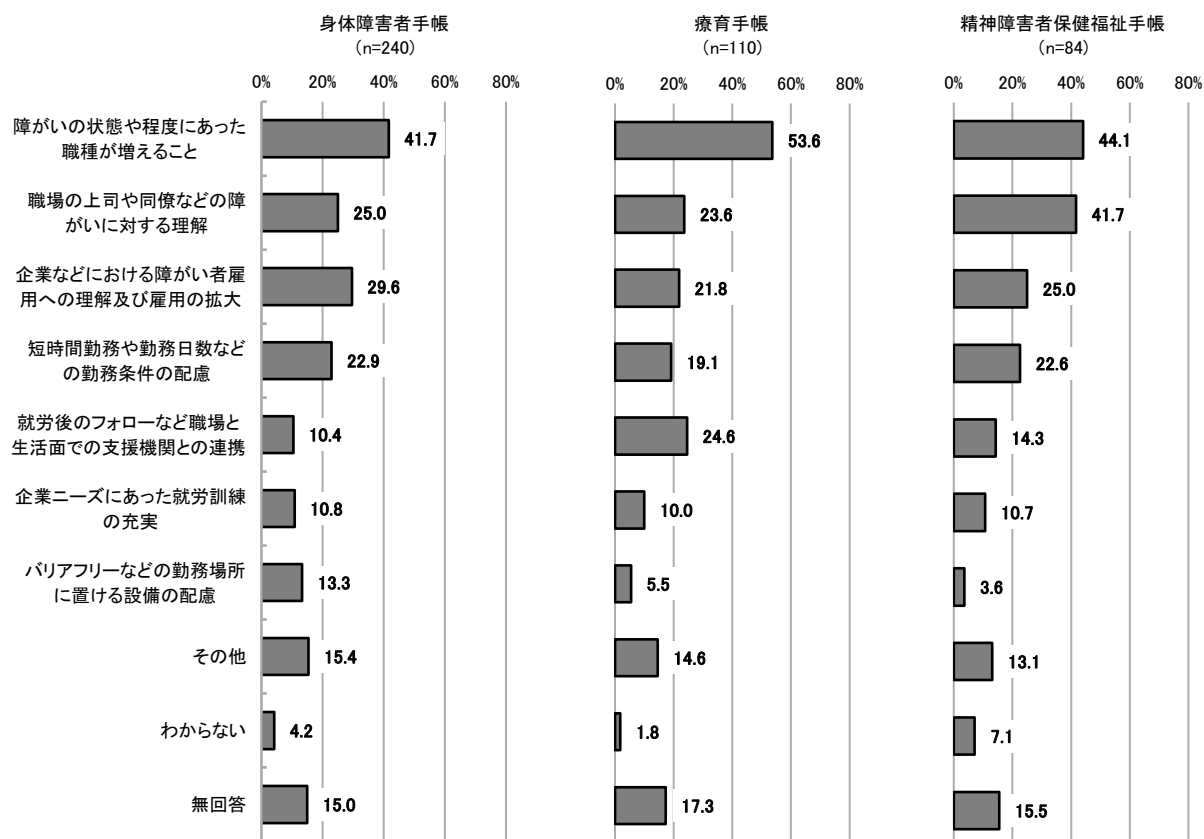
前回調査と比較すると、前回調査と比較すると、「就労後のフォローなど職場と生活面での支援機関との連携」が11.0ポイント減少し、「その他」が10.7ポイント増加しています。

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では上位から「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」41.7%、「企業などにおける障がい者雇用への理解及び雇用の拡大」29.6%、「職場の上司や同僚などの障がいに対する理解」25.0%となっています。療育手帳所持者では上位から「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」53.6%、「就労後のフォローなど職場と生活面での支援機関との連携」24.6%、「職場の上司や同僚などの障がいに対する理解」23.6%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では上位から「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」44.1%、「職場の上司や同僚などの障がいに対する理解」41.7%、「企業などにおける障がい者雇用への理解及び雇用の拡大」33.3%となっています。

【今回調査・前回調査】



【所持手帳別】



課題等

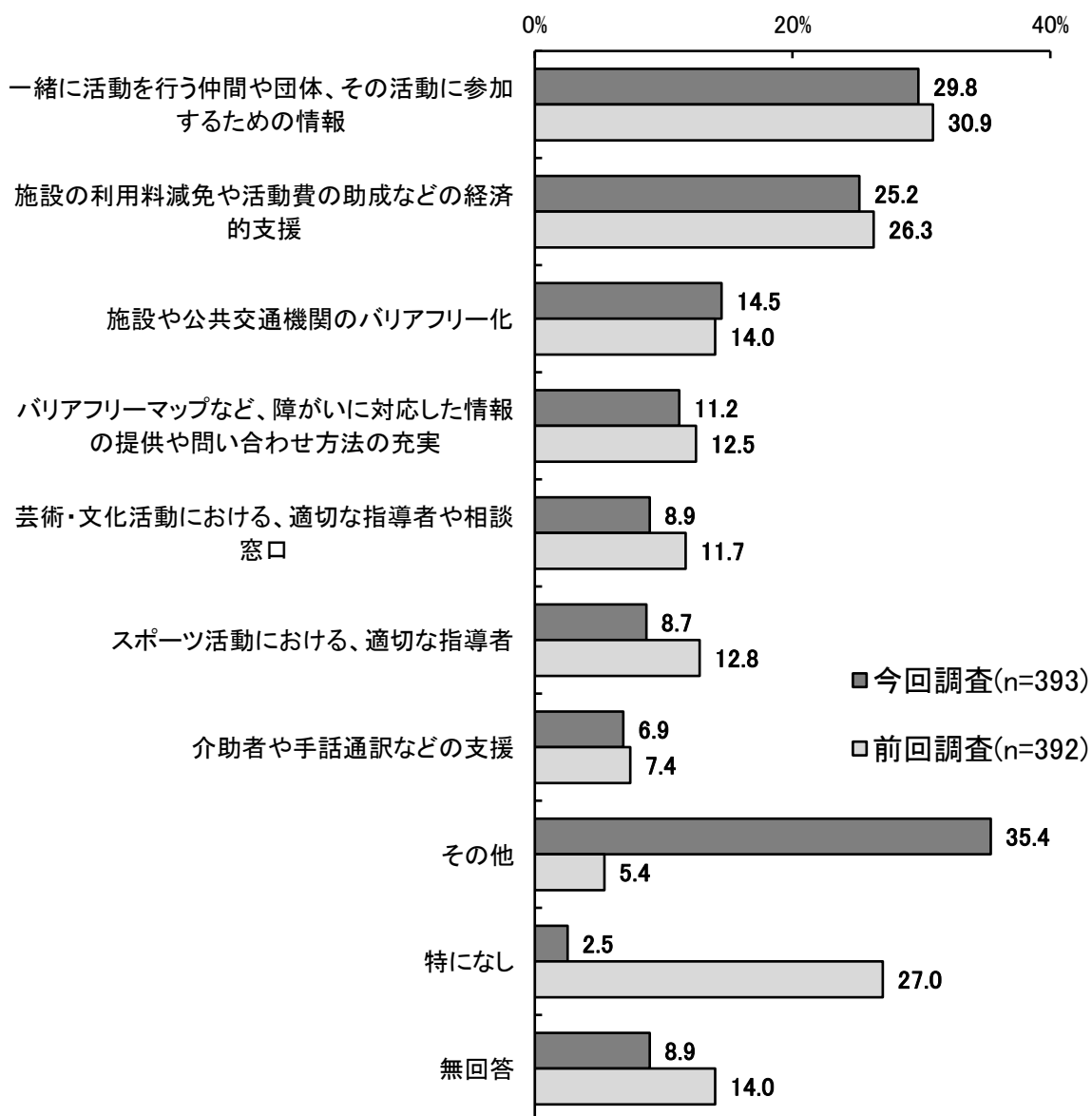
- ・就労支援に必要なこととして、障がいの状態や程度にあった職種が増えることという回答が最も多くなっています。障がいの状態や程度に応じた幅広い職種の確保や企業側の柔軟な受け入れ体制の整備が課題といえます。
- ・本人の特性に合わせた就労に向けてアセスメントは重要となります。
- ・職場における障がいへの理解を求める回答も多くなっています。企業や職場の人のより深い理解が求められます。

■ どうすれば、社会活動にもっと参加しやすくなるかについて

どうすれば、社会活動に参加しやすくなるかについては、上位から「その他」35.4%、「一緒に活動を行う仲間や団体、その活動に参加するための情報」29.8%、「施設の利用料減免や活動費の助成などの経済的支援」25.2%となっています。

前回調査と比較すると、「その他」が30.0ポイント増加し、「特になし」が24.5ポイント減少しています。

【今回調査・前回調査】

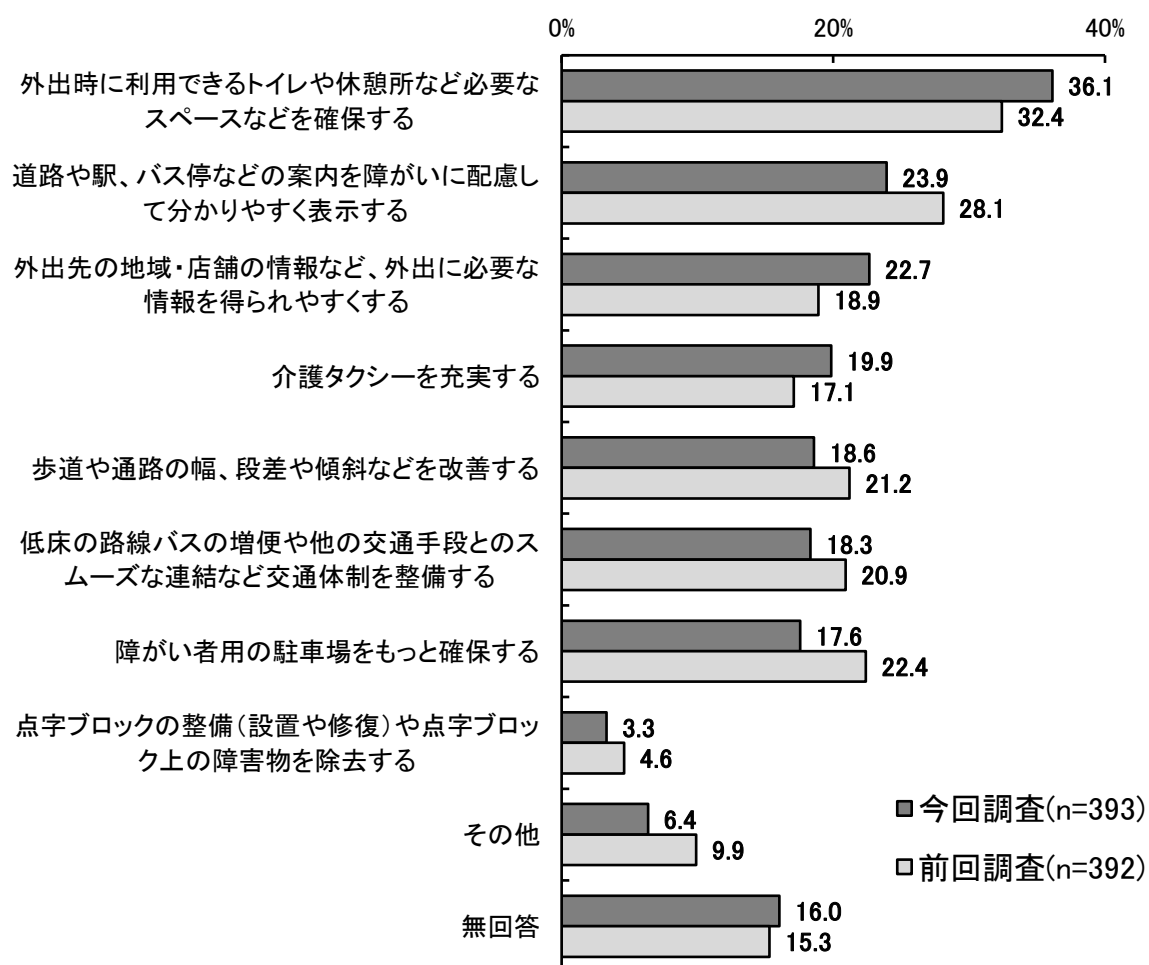


■ 街中の施設等でどのようにすれば外出しやすくなるかについて

外出しやすくなるために必要なことについては、上位から「外出時に利用できるトイレや休憩所など必要なスペースなどを確保する」36.1%、「道路や駅、バス停などの案内を障がいに配慮して分かりやすく表示する」23.9%、「外出先の地域・店舗の情報など、外出に必要な情報を得られやすくする」22.7%となっています。

前回調査と比較すると、「障がい者用の駐車場をもっと確保する」が4.8ポイント、「道路や駅、バス停などの案内を障がいに配慮して分かりやすく表示する」が4.2ポイントそれぞれ減少しています。

【今回調査・前回調査】



課題等

- ・社会参加促進のためには、情報の提供、仲間づくりや経済的な支援が必要となります。
- ・現状、自家用車の利用の割合が高いが、市街地、島しょ部、山間部等の地理的条件が多様な本市においては、適切な移動手段の確保が課題といえます。
- ・障がいのある人が不便なく外出するために、道路や駅等でのわかりやすい表示、利用しやすいトイレや休憩所の整備、障がい者用の駐車場の確保が必要です。

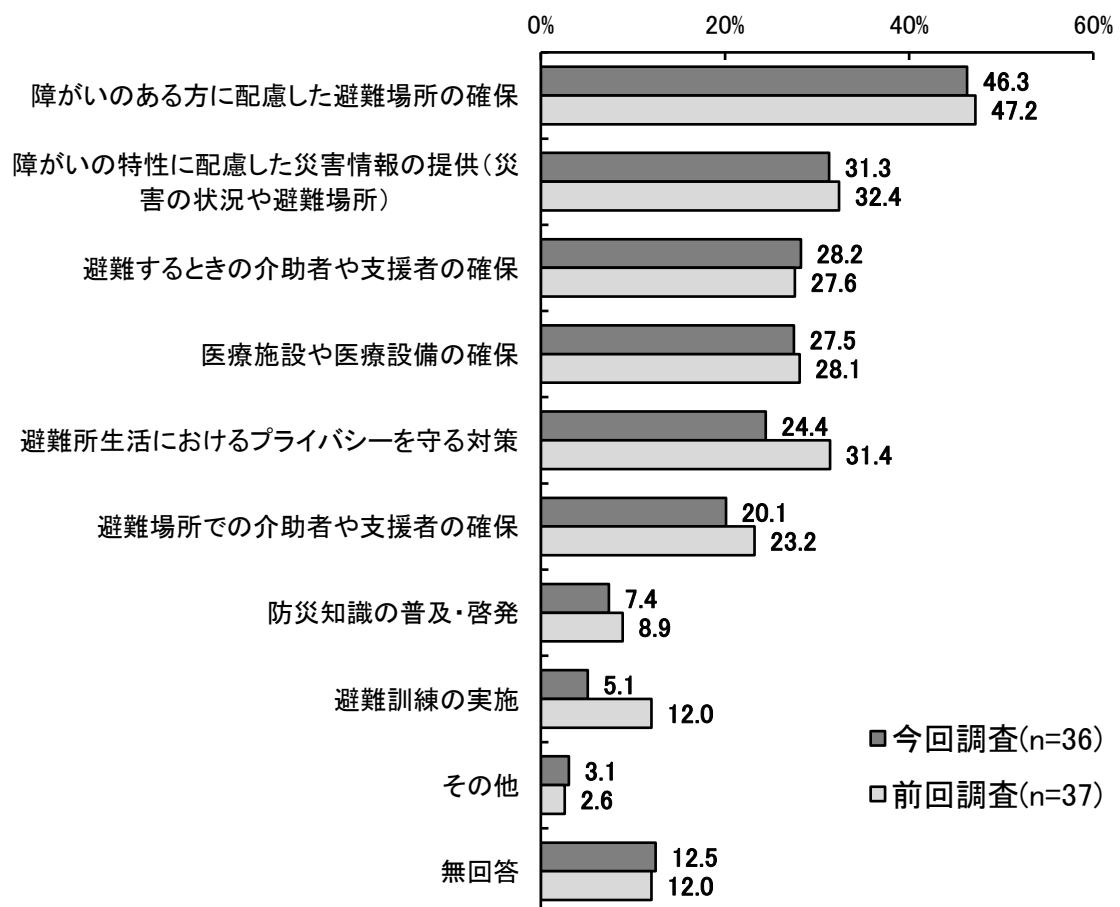
■ 災害時に備えて必要な対策について

災害時に備えて必要な対策について、全体では上位から「障がいのある方に配慮した避難場所の確保」46.3%、「障がいの特性に配慮した災害情報の提供（災害の状況や避難場所）」31.3%、「避難するときの介助者や支援者の確保」28.2%となっています。

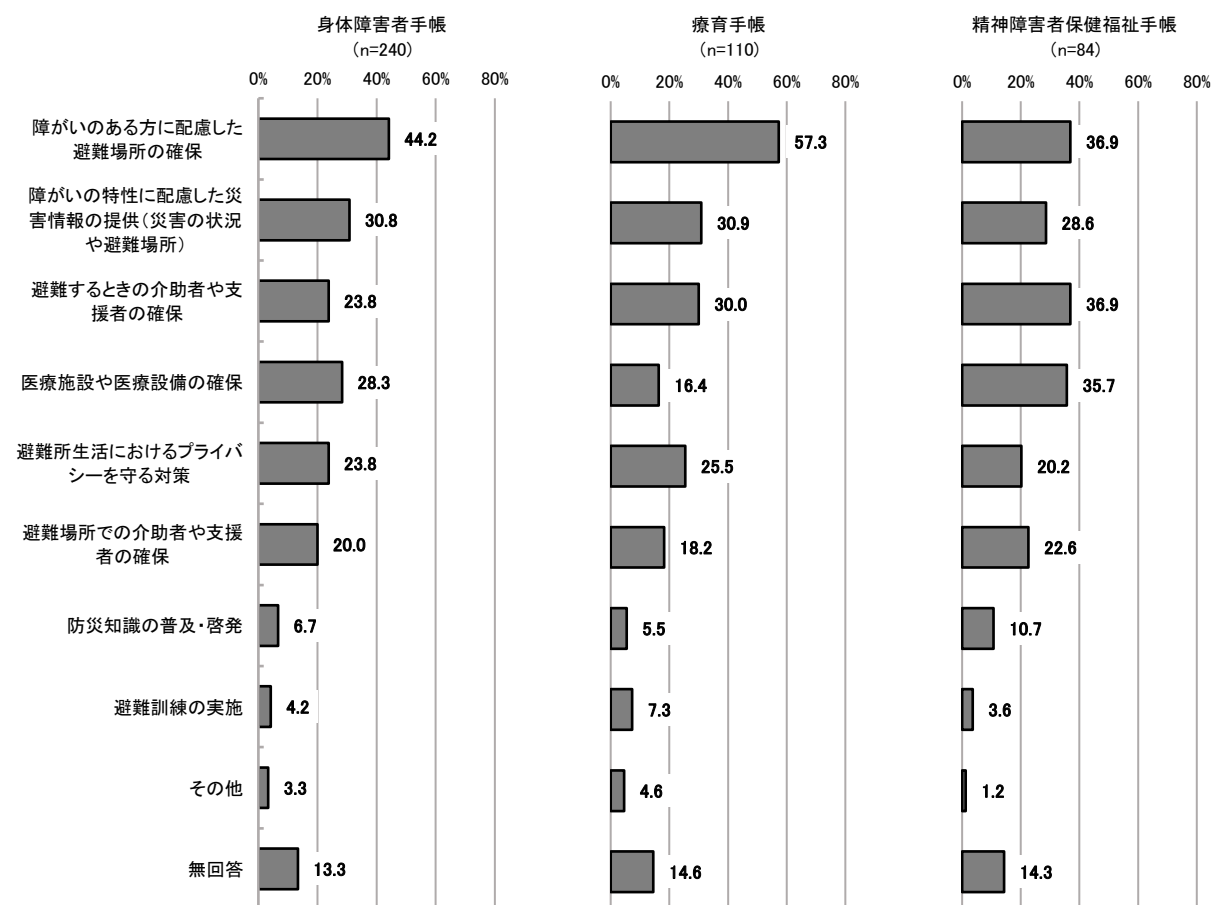
前回調査と比較すると、「避難所生活におけるプライバシーを守る対策」が7.0ポイント、「避難訓練の実施」が6.9ポイントそれぞれ減少しています。

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では上位から「障がいのある方に配慮した避難場所の確保」44.2%、「障がいの特性に配慮した災害情報の提供（災害の状況や避難場所）」30.8%、「医療施設や医療設備の確保」28.3%となっています。療育手帳所持者では上位から「障がいのある方に配慮した避難場所の確保」57.3%、「障がいの特性に配慮した災害情報の提供（災害の状況や避難場所）」30.9%、「避難するときの介助者や支援者の確保」30.0%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では上位から「障がいのある方に配慮した避難場所の確保」と「避難するときの介助者や支援者の確保」が36.9%、「医療施設や医療設備の確保」35.7%となっています。

【今回調査・前回調査】



【所持手帳別】



課題等

- ・障がいのある人に配慮した避難場所の確保と、障がい特性に配慮した理解しやすい災害情報の提供が課題といえます。
- ・避難するときや、避難場所での介助者及び支援者の確保が必要です。
- ・避難訓練等の情報の周知、周りの人の障がいへの理解促進により、避難訓練に参加しやすい環境をつくることが重要です。

5 一般市民向けアンケート調査

(1) 調査概要

- ・ 調査の時期：令和5年9月11日～9月29日
- ・ 調査対象者：18歳以上の一般市民
- ・ 抽出方法：無作為抽出
- ・ 調査方法：郵送およびwebによる調査票の配布・回収
- ・ 配布数：500件、回収数：178件（回収率35.6%）

【留意点】

- ・ グラフは原則として回答者の割合（百分率）で表現しています。
- ・ グラフ及び表中のn（number of case）は、割合算出の母数を示しています。
- ・ 割合による集計では、回答者数を100.0%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、割合の合計が100.0%とならない場合があります。
- ・ 複数回答の場合、割合の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 調査結果概要

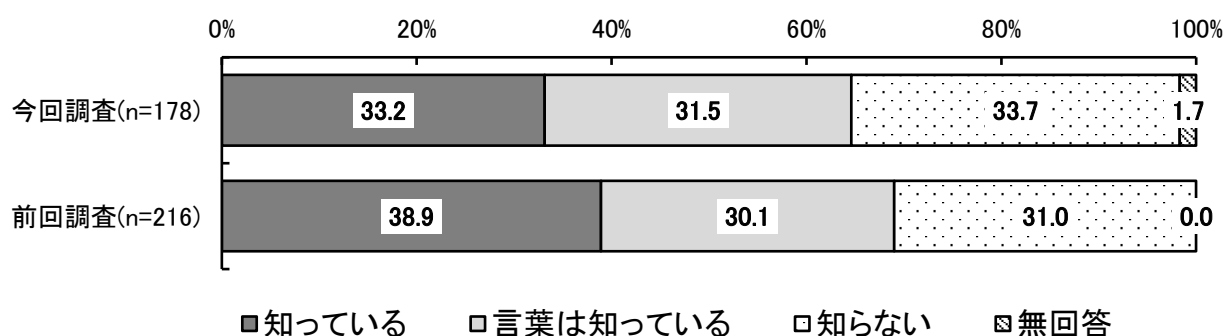
■ 「共生社会」という言葉の認知度について

「共生社会」の認知度については、上位から「知らない」33.7%、「知っている」33.2%、「言葉は知っている」31.5%となっています。

「知っている」と「言葉は知っている」の合計が64.7%となっています。

前回調査と比較すると、「知っている」が5.7ポイント減少しています。

【今回調査・前回調査】



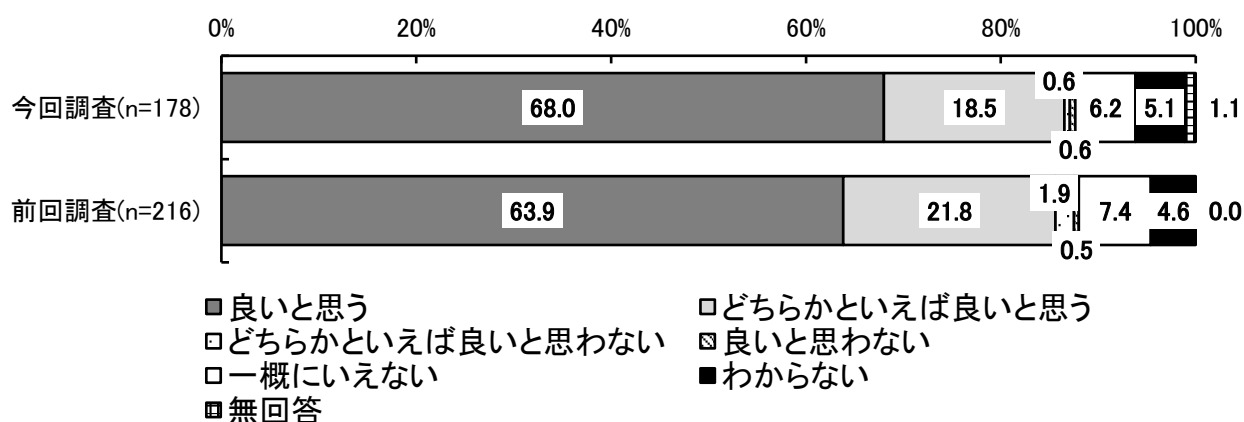
■ 今治市が「共生社会」の推進を行うことをどう思うかについて

今治市が「共生社会」の推進を行うことについて、「良いと思う」が68.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば良いと思う」18.5%となっています。

前回調査と比較すると、「良いと思う」が4.1ポイント増加しています。

「良いと思う」と「どちらかといえば良いと思う」の合計が86.5%であり、「良いと思わない」と「どちらかといえば良いと思わない」の合計は1.2%にとどまっています。

【今回調査・前回調査】



■ 障がいのある人と気軽に接したり、手助けをしたことがあるかについて

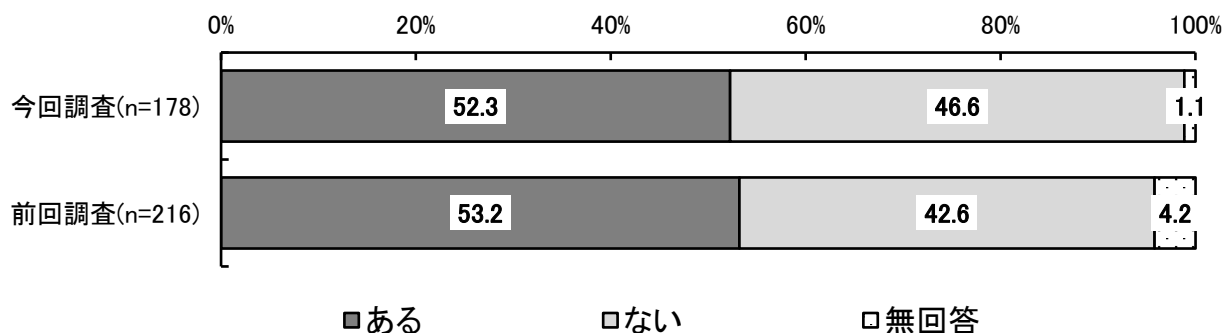
障がいのある人と気軽に接したり、手助けをしたことがあるかについては、「ある」が52.3%、「ない」が46.6%となっており、半数以上が「ある」と回答しています。

前回調査と比較しても大きな違いは見られませんでした。

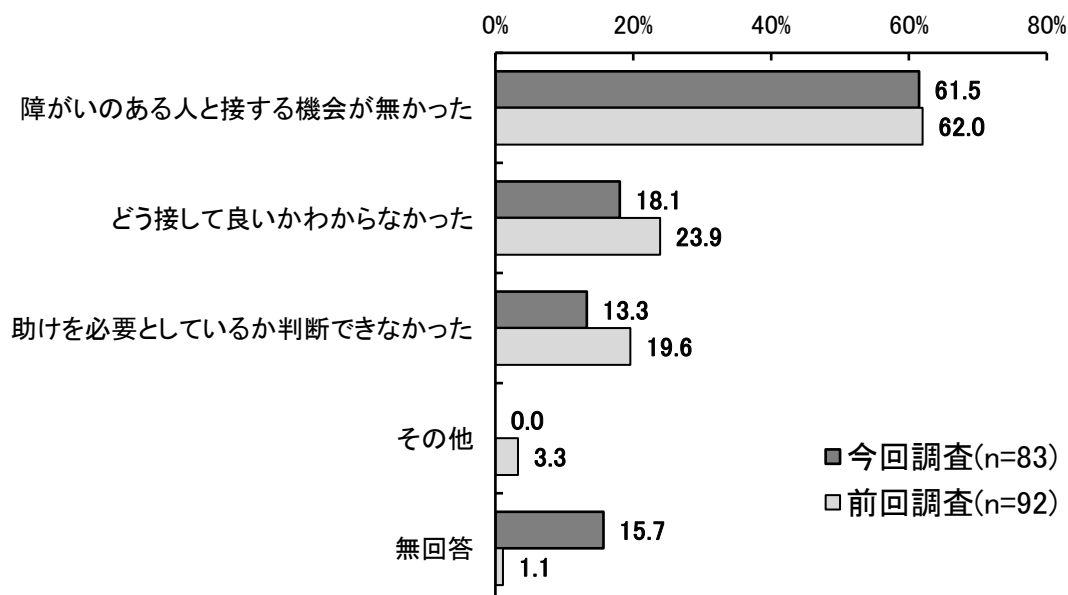
また、気軽に接したり、手助けをしたことがない理由については、「障がいのある人と接する機会が無かった」が61.5%と最も高く、次いで「どう接して良いかわからなかった」が18.1%、「助けを必要としているか判断できなかった」が13.3%となっています。

前回調査と比較すると、「助けを必要としているか判断できなかった」が6.3ポイント、「どう接して良いかわからなかった」が5.8ポイントそれぞれ減少しています。

【気軽に接したり、手助けをしたことがあるか（今回調査・前回調査）】



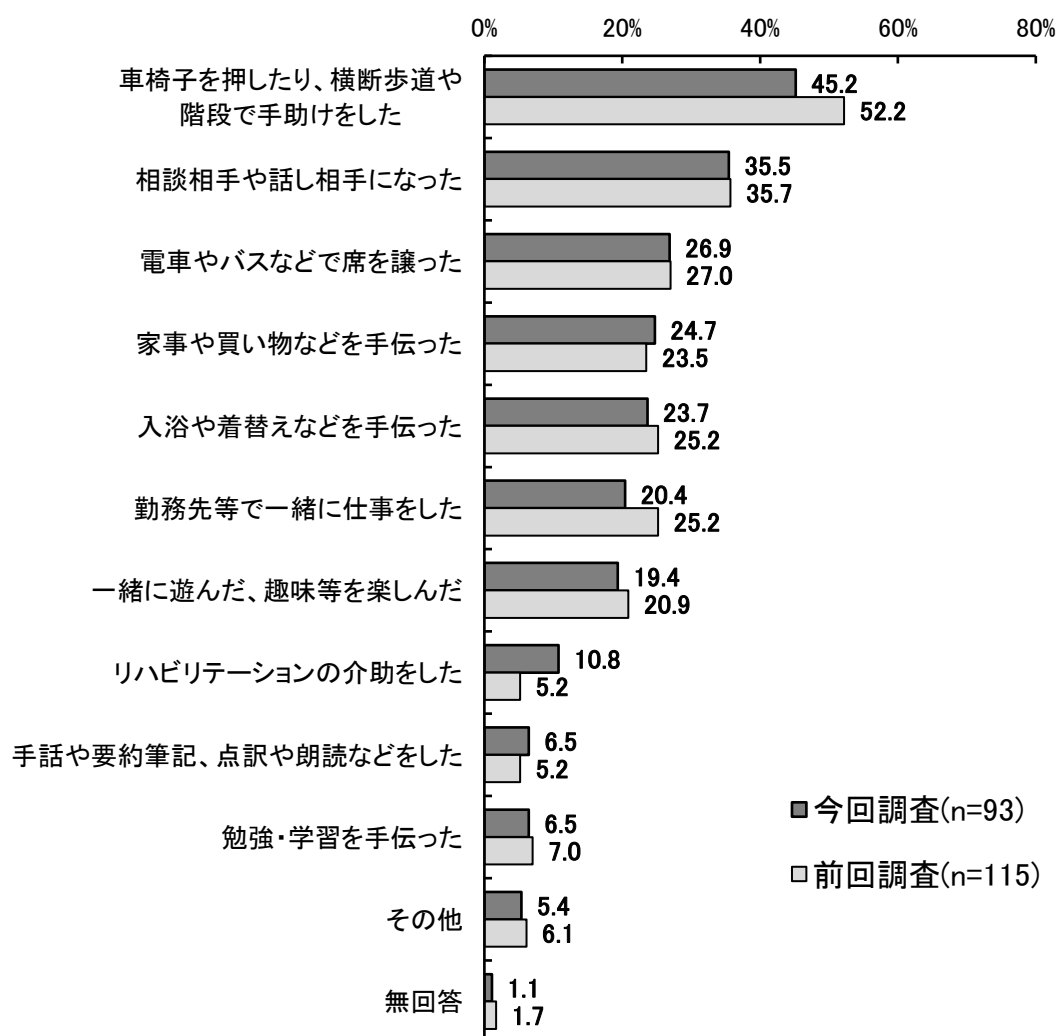
【気軽に接したり、手助けをしたことがない理由（今回調査・前回調査）】



■ 障がいのある人とどのように接したり、手助けをしたかについて

障がいのある人に対してどのように接したり、手助けをしたかについては、上位から「車椅子を押したり、横断歩道や階段で手助けをした」45.2%、「相談相手や話し相手になった」35.5%、「電車やバスなどで席を譲った」26.9%となっています。「車椅子を押したり、横断歩道や階段で手助けをした」といった手助けの方法がわかりやすいものや、身近にできる「相談相手や話し相手になった」の割合が高くなっています。

【今回調査・前回調査】



課題等

- ・本市が「共生社会」を推進することについて、80%以上の人が良いことと考えています。
- ・障がいのある人に対して、手助けしなければならないと思うという回答が多い一方で、どのように接すれば良いかわからないという回答が多くなっています。一般の人の障がいへの理解が課題といえます。

6 その他アンケート調査、ヒアリング調査

（１）その他アンケート調査の概要

ア 今治市における福祉計画アンケート調査（障がい児）

- ・調査の時期：令和5年8月7日～8月25日
- ・調査対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で手帳所持者向けアンケートの非該当者・障害者手帳を所持していない障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）と障害福祉サービスの受給者で18歳未満の児童
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・調査方法：webによる調査票の配布・回収
- ・配布数：150件、回収数：56件（回収率37.3%）

イ 事業所（企業）を対象とした障がい者の雇用等に関するアンケート調査

- ・調査の時期：令和5年9月11日～9月29日
- ・調査対象者：市内の従業者30人以上の企業・法人
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・調査方法：郵送およびwebによる調査票の配布・回収
- ・配布数：50件、回収数：28件（回収率56.0%）

(2) ヒアリング調査の概要

ア 調査の目的

市内障がい者団体及び事業所を対象としてヒアリング調査を行い、「今治市障がい者計画等」（計画期間令和6年度から令和8年度）策定の基礎資料とします。

イ 調査方法

対象団体及び事業所に事前に調査票を配布し、ヒアリングの当日に代表の方等に会場に来ていただき、調査票の記入内容を中心にヒアリングを実施しました。

ウ 調査団体等

障がい福祉サービス事業所
社会福祉法人で・ふ・か
社会福祉法人今治福祉施設協会
公益財団法人正光会今治病院
社会福祉法人来島会
今治市障がい者団体連合会加盟団体
今治市身体障がい者福祉会
今治市視覚障がい者協会
しまなみひうち聴覚障がい者協会
今治市手をつなぐ育成会
今治市肢体不自由児（者）父母の会
今治市内部障害者団体協議会
来島家族の会
今治市朝倉身体障がい者友愛会
今治市玉川町身体障害者福祉会
今治市波方町身体障がい者友愛会
今治市大西町身体障がい者互助会
今治市吉海町身体障がい者協会
今治市伯方町身体障害者福祉会
今治市上浦町身体障がい者福祉会
今治市大三島町身体障害者互助会

(3) その他アンケート調査、ヒアリング調査結果の概要

地域で共に暮らしていくために必要なことについて以下のような意見をいただきました。

■ 教育・育成

- ・就労に関する勉強会、学びの会を常時開催できるような環境を整備し、それぞれの特性に合わせた支援が必要である。
- ・小学校低学年から福祉教育を行ってほしい。

■ 社会参加

- ・スポーツ施設を自由開放してほしい。
- ・障がい者スポーツのイベント等は、参加者が固定化されているので、周知・啓発が必要である。
- ・障がい者スポーツに指導者がいない。
- ・作品展を年に1度開催しているが、アートの指導者がいない。

■ 雇用・就労、経済的自立

- ・精神障がいでは多くの場合、見た目で判断がつかないため、就職後に周りとの差がついてしまうことがある。企業側が障がい者雇用について整備を進めていく必要がある。
- ・特に身体障がい者にとって、働き場がない。
- ・「親なき後」の生活が心配である。経済的な支援が必要と思われる。

■ 生活環境

- ・オストメイトの交換場所、腹膜透析の透析液の交換場所を作してほしい。
- ・トイレの洋式化が進んでいるが、障がいの種類によっては、和式トイレのほうが使いやすい人もいるため、障がいに応じた整備を進めてほしい。
- ・ろう者にとってエレベーターの非常電話やドライブスルーなどにおいて、言葉によるコミュニケーションができないため、配慮が必要である。
- ・バリアフリーな社会の実現について、点字ブロックやスロープなどは簡単に整備が進むが、ろう者にとっての障壁を解消する整備は進みづらい。
- ・介護タクシーについて、考え方自体は便利であると感じる一方で、実際に利用するにあたっては、整備が不十分であると感じる。
- ・介護タクシー、乗り合いタクシー、チョイソコなどは便利であるが、利用料が高額であるため、もう少し安くしてほしい。

■ 情報・コミュニケーション

- ・市からの情報は、広報や支部だより、有線放送が好ましい。
- ・災害時に警報が鳴っても、ろう者だけでは気づけないため、音以外で災害を知らせる手段を用意してほしい。
- ・電子媒体よりも紙媒体のほうが情報を理解しやすい。
- ・スマートフォンの使い方に関する講習を島しょ部でも行ってほしい。

■ 防災・防犯

- ・避難訓練の開催などが確実に伝わるよう、障がい特性に配慮した周知を徹底してほしい。
- ・近くに福祉避難所がない地域があるため、整備をしてほしい。
- ・避難訓練も1泊2日などで実施すればよいと思う。
- ・福祉避難所と市の防災担当者との連携強化が必要である。
- ・今治市避難行動要支援者支援制度について、リーフレットの配布、申請の受付に加え、その避難者の情報を福祉避難所に提供してほしい。

■ 差別の解消・権利擁護

- ・なぜ地域の公立校に通わないのか、わからないから特別視につながっている。地域の学校で特別支援学校に通う子どもの特性などの説明があってもよいと思う。
- ・サポートブックの利用促進。
- ・内部障がいや、心の障がいは見えない障がいであるため、知ってもらうことが必要。
- ・市職員や教員の障がいに対する理解の促進。
- ・配慮がなされていることや取組に関する分かりやすい情報提供をさらに行ってほしい。
- ・成年後見制度の活用に関して、潜在的なニーズに対して、実際の状況の乖離を感じるため、市長申し立ての実施や法人後見の推進、虐待通報への対応強化などが必要である。

第3章 障がい者計画

第3章 障がい者計画

I 計画の基本理念

本市における障がい者福祉施策の展開を確実なものとしていくために、「基本理念」及び「基本方針」を定めます。

本市の最上位計画である第2次今治市総合計画では、将来像に「ずっと住み続けたい “ここちいい（心地好い）” まち いまばり」を掲げ、障がい者にかかわる分野では、施策の方向として「支えあい、いきいきと暮らしていける基盤づくり」を目指しています。

また、本市の保健福祉分野の上位計画となる地域福祉計画の基本理念は、「つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち」と定め、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、共に支え合いながら、安心して暮らすことができるよう住民の地域福祉活動への参加や各種環境づくりを進めながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことを目指しています。

基本理念は、こうした上位計画との整合を図り、障がいの有無にかかわらず、市民のだれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指します。

◎前期計画（令和2年度～令和5年度）

「みんなで奏で 快適に暮らせるまちづくり

～住みなれた いまばりで 暮らせるまちへ～」

◎本計画（令和6年度～令和11年度）

【基本理念】

「だれもが いきいきと輝き 未来へつながる いまばりづくり

～ともに みとめ 支えあう 共生と共創のまちへ～」

2 計画の基本方針

本計画の基本理念に基づき、基本方針を定め、本計画期間中における障がい者施策を市民が真ん中の視点で推進し、「共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

基本方針

- 1 安心できる地域づくり
- 2 いきいきとした暮らしづくり
- 3 みんなで支える環境づくり

(1) 安心できる地域づくり

障がいのある人や障がいのある子どもが住みなれた地域で、安心して生活するためには、相談支援体制や福祉サービスの充実、適切な時期に専門的な支援が受けられることが必要です。また、障がいの早期対応、適切な医療やリハビリテーション、精神保健、難病患者の支援、介護保険事業との連携等、保健・医療の充実も必要です。

住みなれた地域で必要なサービスや適切な医療が受けられるように取り組みます。

(2) いきいきとした暮らしづくり

住み慣れた地域で、いきいきとした暮らしを実現するためには、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの個性が尊重され、地域とともに学び育つことが重要となります。身近な地域でライフステージに応じた教育が受けられること、学校教育の充実、生涯学習やスポーツ・レクリエーション等への参加促進に取り組みます。

また、障がいのある人が地域でいきいきと働くことは、経済的自立、就労を通じた自己実現、孤立の回避、生きがいづくりにつながります。障がいのある人の雇用促進、就労支援、経済的自立の支援等で安定した生活ができるよう取り組みます。

(3) みんなで支える環境づくり

障がいのある人が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活空間のバリアフリー化、住宅の確保、防災・防犯面での配慮などが必要です。

また、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」を実現するためには、正しい情報の提供、障がいに対する正しい理解、障がいを理由とする差別の解消、コミュニケーションの支援、障がいのある人の権利の擁護などが必要です。

ハード面のバリアフリー化の促進と、コミュニケーション支援や差別の解消などソフト面でのバリアフリー化を進め、誰もが理解し合い支え合う地域を目指します。

3 計画の基本体系

「共生社会」の実現	基本方針1 安心できる地域づくり	
	地域生活の支援	相談支援体制の充実
		福祉サービスの充実と質の向上
		障がい児支援の充実
	保健・医療の充実	障がいの早期対応・治療と原因となる疾病の予防
		適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供
		精神保健・医療施策の充実
		難病に関する施策の充実
		介護保険事業との連携
	基本方針2 いきいきとした暮らしづくり	
	教育・育成の充実	ライフステージに応じた教育・育成の充実
		学校教育の充実
	社会参加の促進	生涯学習の充実
		文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
	雇用・就労、経済的自立の支援	障がいのある人の雇用の促進
		総合的な雇用・就労支援施策の推進
		障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保
		経済的自立の支援
	基本方針3 みんなで支える環境づくり	
	生活環境の整備	公共施設と住宅の整備・改善
		公共施設等のバリアフリー化の推進
		人にやさしいまちづくりの意識啓発
	情報・コミュニケーションの活性化	情報バリアフリー化の推進
		情報提供の充実
		コミュニケーション支援体制の充実
	防災・防犯対策の推進	防災対策の推進
		防犯対策の推進
		消費者トラブルの防止及び被害からの救済支援
	差別の解消・権利擁護の推進	障がいや障がいのある人への理解・啓発活動
		福祉教育の推進
		行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進
		選挙等における配慮等
		障がいのある人・子どもへの虐待防止
		成年後見制度の適切な利用

4 障がい者施策の展開

■ 基本方針Ⅰ 安心できる地域づくり

(Ⅰ) 地域生活の支援

Ⅰ) 相談支援体制の充実

施策方針

障がいのある人が、自らの望む生活を営むために、気軽に相談することができ、適切な支援を受けることができる地域の相談支援体制の充実に努めます。また、増大化、複雑化、多様化する相談支援等へのニーズに対応するため、地域の相談機関や支援機関を含む多機関と連携して、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

- ・ 今治市基幹相談支援センターを中心に、障がい福祉に関する相談支援体制の充実に図ります。
- ・ 基幹相談支援センター等に専門職員を配置し、総合的な相談支援の実施や、相談支援事業者への人材育成等を行い、相談支援機能の強化を図ります。
- ・ 障がい者相談員、関係機関とも連携を図りながら、子ども・成人・高齢者それぞれのライフステージの移行を見据えた情報提供について、障がい者本人や家族の立場に合わせて分かりやすく提供し、相談支援体制の強化に努めます。
- ・ 各相談窓口について、「身近な相談窓口」として機能するよう周知に努めます。
- ・ 地域自立支援協議会において、地域課題を共有し、協議することで地域全体のネットワークづくりを行い、相談支援体制の充実に図ります。
- ・ 8050問題、ヤングケアラー、介護と子育てのダブルケア等複雑・複合化した課題を抱える障がいのある方が属する世帯への支援について、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等、必要な支援体制の整備に努めます。

2) 福祉サービスの充実と質の向上

施策方針

障がいのある人が地域で暮らしていけるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、サービスの質の向上を図ります。また、サービスを必要とする人が、必要なサービスを選択し、利用することができるよう、計画相談（ケアマネジメント）の充実を図ります。

- ・障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、訪問系サービスの充実を図ります。特に医療的ケアが必要な場合、利用できる場等が限られていることから、医療機関、サービス事業者と連携をとりながら支援の拡大に向けて取り組んでいきます。
- ・地域生活支援拠点の整備として、医療機関や福祉施設等と連携を図り、緊急時の受け入れ等について、多機関が協力した支援体制の整備に努めます。
- ・障がいのある人が自ら住みたいと思う場所で暮らしていけるように、地域移行支援や地域定着支援の推進やグループホームの充実等に努めます。
- ・障がいのある人のニーズを踏まえ、効率的、効果的な地域生活支援事業の実施に努めます。
- ・障害福祉サービスの質的向上を図るため、県と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成や職員研修の充実を図るとともに、事業所が自主的に質の向上に努めることのできる環境づくりを推進します。
- ・島しょ部においても、必要な障害福祉サービスが受けられるよう、引き続き事業所の確保に努めるとともに、それぞれの地域での支援者との連携に努めます。
- ・学校における福祉教育の推進や中高生へ実習機会を提供することにより、福祉・介護の資格の取得や仕事に対する理解啓発に努めます。また、多様な利用者ニーズに対応できるよう、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努めます。

3) 障がい児支援の充実

施策方針

支援を必要とする子どもが、一人ひとりの障がい特性や、年齢等に応じた、早期支援に向けた体制の強化に努めるとともに、「子どもから成人期」といったライフステージによって切れ目のない支援が円滑に移行できるように、適切な時期に適切な支援を提供できる体制の充実に取り組みます。

- ・ 障害児通所支援を必要とする子どもは増加しており、適切な時期に身近な地域で、専門的な療育が受けられるよう、提供体制の充実に努めます。
- ・ 子育てをワンストップで支援する今治版ネウボラの支援体制の下、今治市発達支援センターにおいて、それぞれの子どもや保護者の個別の対応・相談を行い、学校や幼稚園、保育所等での効果的な保育・指導・支援の方策についての助言や就学相談等につなげます。さらに、相談件数の増加にも対応できるよう体制の強化に努めます。
- ・ 個別の支援計画、個別の指導計画の内容をさらに充実させ、就学前から就学中、さらにその後の生活まで、一貫した支援体制の整備に努めます。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児について、子ども本人や家族が望む教育や保育などの場で、必要な支援を受け安心して過ごすことができるよう、支援体制の整備に努めます。また、家族の急病や一時的な休息等に対応するため、日中一時支援事業や在宅レスパイト事業に取り組みます。

(2) 保健・医療の充実

1) 障がいの早期対応・治療と原因となる疾病の予防

施策方針

母子保健や生活習慣病予防等により、障がいに対する早期の対応をはじめ、障がいの原因となる疾病の予防に取り組み、心と体の健康づくりの支援を行います。

- ・妊産婦健康診査及び「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の充実に努めます。
- ・乳幼児の成長・発達に合わせた健康診査を実施し、心身の障がいに対する早期の対応に努めます。
- ・市民の健康の保持・増進を図るため、健康づくりの取組みを進めます。
- ・健診・検診の受診率向上の取組を継続的に推進します。
- ・生活習慣病予防や疾病予防・重症化予防を進めるため、40～74歳の国民健康保険加入者に特定健康診査、特定保健指導を、後期高齢者医療加入者に後期高齢者健康診査を実施するとともに、未受診者への受診勧奨に努めます。

2) 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供

施策方針

医療機関等との連携を強化し、地域における医療体制やリハビリテーション体制の充実に図り、保健・医療が連携した安心して暮らせる支援体制を構築します。

- ・常時、医療的ケアを必要としている人への訪問看護等サービスの充実に図ります。
- ・加齢や障がい等により身体の機能が低下している人を対象に、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための対応の充実に努めます。
- ・利用者のニーズに応じて、自立訓練や余暇活動、社会参加へのきめ細かな支援を実施し、自立と社会参加を促進します。
- ・専門的な医療を必要とする障がいのある人・子ども、難病患者等に適切に対応するため、医療機関や訪問看護ステーション等と連携を図ります。

3) 精神保健・医療施策の充実

施策方針

本市の精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数が増加傾向にあることから、医療機関や相談支援機関の連携強化により、精神障がいのある人の支援の充実を図ります。

- ・自殺対策やうつ病、ひきこもりなどに対する精神保健福祉の課題に対応できるよう、今治保健所・保健センターを中心に、関係機関や関係団体とのネットワークを構築し、メンタルヘルスケアの推進を図ります。
- ・精神障がいのある人の支援については、ケース会議等を通じて主治医との連携に努めます。
- ・精神障がいのある人が、安心して医療サービスを受けることができるよう、自立支援医療（精神通院）の制度の活用を推進します。

4) 難病に関する施策の充実

施策方針

難病患者の療養生活を支援するため、各種の保健・医療・福祉のサービスを充実し、支援体制の整備に努めます。

- ・難病患者について、個々の状態に応じた障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
- ・難病患者の生活の質の維持・向上を図るため、日常生活にかかわる相談や日常生活用具の給付等、障害福祉サービスの充実に努めます。

5) 介護保険事業との連携

施策方針

多職種参加による地域ケア会議への参加等により、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステム等、介護保険事業との連携を図ります。

- ・介護保険制度の対象となる障がいのある人について、介護保険担当課や介護支援専門員、相談支援専門員等と連携し、多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。
- ・障がいのある人の重症化を予防するため、介護保険担当課や介護支援専門員、相談支援専門員等との早期からの連携を充実します。

■ 基本方針2 いきいきとした暮らしづくり

(1) 教育・育成の充実

1) ライフステージに応じた教育・育成の充実

施策方針

障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育やライフステージに応じた教育を受けられるように、自立に向けた発達支援体制の充実を図ります。

- ・子ども一人ひとりの特性に応じた適切な就学指導を行うため、関係機関との連携を図り、情報の提供、就学相談・就学の手続き等、就学前指導体制の充実に今後も努めます。
- ・特別支援教育を修了した障がいのある子どもが、多様な進路を選択できるよう、自立訓練等の充実、進路選択の支援に努めます。

2) 学校教育の充実

施策方針

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学び、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。

- ・障がいのある子どもに対する合理的配慮等の支援については、子ども一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校と本人・保護者間で合意形成を図り、充実に努めます。
- ・ICT機器の利用を含め、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教具、支援機器の充実に努めます。
- ・就学相談等を実施し、就学先への支援状況の情報提供や具体的な支援方法等について、各学校や発達支援センター等と連携しながら保護者と継続的に相談を実施します。
- ・特に教育的支援が必要な子どもが在籍する学校に対し、学校生活支援員を配置して適切な支援を行います。
- ・教職員に対する合理的配慮に関する研修を実施し、障がいの特性に応じた教育を推進します。

(2) 社会参加の促進

1) 生涯学習の充実

施策方針

地域における生涯学習活動等へ、障がいのある人も参加しやすいよう配慮し、障がいの有無にかかわらず、生涯学習を通じた交流の場・機会づくりに努めます。

- ・障がいの有無にかかわらず、だれもが講演会や美術展等、優れた芸術や文化にふれる機会の充実に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。
- ・生きがいや教養を身につけ社会参加を促進するため、公民館や集会所等、身近な地域における趣味の活動や生涯学習講座を実施することに加え、地域住民とともに創作・創造活動にかかわる学習機会の充実に努めます。
- ・手話奉仕員、要約筆記奉仕員等を派遣し、意思疎通の円滑化を図り、社会参加の機会づくりに努めます。

2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策方針

障がいのある人がいきいきとした生活を送るため、本人が持つ能力を最大限に生かせるよう、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等を推進し、障がいのある人となない人との交流の機会の確保に努めます。

- ・スポーツ・レクリエーション活動推進のため、大会等の開催を支援します。
- ・障がい者スポーツの振興と技術向上のため、全国大会等の出場者に対し支援を行います。
- ・障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動へ参加しやすくするために、関連施設等の整備や改善に努めます。
- ・サン・アビリティーズ今治において、専門の指導員によるスポーツ教室を実施し、障がいのある人がスポーツに親しめる環境をつくります。
- ・各種団体と協力し、スポーツ・レクリエーションに関する情報の提供を進め、参加促進を図ります。

(3) 雇用・就労、経済的自立の支援

1) 障がいのある人の雇用の促進

施策方針

障がいのある人の雇用を効果的に推進するため、ハローワーク今治等関係機関と連携し、民間企業における雇用促進に努めます。

- ・市において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、社会人として就労を継続していくことができる人材を育成し、後に市役所内や民間企業で働いていくことができるよう、就労に必要な知識や能力を身につける訓練・ステップアップの場として人事課に分室を設置し、職域の拡大を図ります。
- ・指定管理者制度等を導入している行政関連業務においても障がい者雇用の促進に努めます。
- ・障がいのある人の法定雇用率の達成に向けて、ハローワーク今治等関係機関と連携し、障がいのある人の雇用についての企業などへの理解啓発に努めます。
- ・「障害者優先調達推進法」に基づき、福祉施設等からの製品の購入や業務委託について目標値を定め、「今治市共同受注窓口」と連携し、積極的な調達を推進します。

2) 総合的な雇用・就労支援施策の推進

施策方針

雇用前の就労支援から雇用後まで一貫した支援が行われるよう、関係機関との連携を強化し、障がいのある人の雇用・就労を総合的に支援します。

- ・福祉的就労や仕事をしていない人の雇用の一層の推進のため、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が行われるよう、ハローワーク今治や障害者就業・生活支援センターあみをはじめとする関係機関との連携の緊密化を図ります。
- ・ハローワーク今治等と連携して、国等の各種助成制度の周知、広報に努めます。

3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

施策方針

障がいのある人が様々な場において仕事ができるよう、障がいの特性に応じた多様な就業機会の確保等、就労の支援を充実していきます。

- ・福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業・就労定着支援事業の充実を図ります。
- ・市の就労支援職場実習事業の活用及び障害者就業・生活支援センターあみとの連携強化を図り、障がいのある人の就労の場の確保につなげます。
- ・一般就労への移行を望まない障がいのある人に対し、就労継続支援事業をはじめとする、福祉的就労の場としての日中活動系サービス事業所の充実に努めます。
- ・障がい特性に応じた就労支援や、一般就労への移行に向けての就業体験などのため、福祉的就労の場での、施設外就労や在宅就労など、多様な就業機会の確保に努めます。

4) 経済的自立の支援

施策方針

障がいのある人への経済的な支援を充実することで、地域において自立した生活ができるよう支援していきます。

- ・在宅で生活している障がいのある人の生活安定を図るため、各種手当の支給を継続して実施します。
- ・所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免等のほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引・減免制度の周知・普及に努めます。
- ・障がいのある人がいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談等を行う生活福祉資金貸付制度について、社会福祉協議会との連携により周知します。
- ・障がいのある人やその世帯が経済的に困窮している場合、くらしの相談支援室や社会福祉協議会等関係機関と連携し、早期の解決に努めます。
- ・島しょ部においては、透析をうける方へのしまなみ海道等の通行止めによる宿泊施設利用補助や、障害児通所支援事業所へ通うための交通費助成を継続し、経済的支援を行います。

■ 基本方針3 みんなで支える環境づくり

(1) 生活環境の整備

1) 公共施設と住宅の整備・改善

施策方針

障がいのある人が地域で安心して快適な生活を送れるよう、整備が必要な公共施設の改善や住宅の改修を支援し、暮らしやすい住宅環境づくりに努めます。

- ・障がいのある人の地域生活を支援するため、グループホーム等の居住系サービスの充実を図ります。
- ・住宅確保要配慮者に対する居住支援に努めます。
- ・公営住宅の活用について、住宅担当課等と連携して取り組みます。
- ・障がいのある人に対して、より良い生活がしやすくなるよう、住宅改修等に要する経費の一部を助成します。

2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

施策方針

障がいのある人が外出しやすいよう、施設のバリアフリー化の推進を啓発し、バリアフリー法に基づいた環境整備に努めます。

- ・今治市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び今治市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の基準を定める条例に基づき、既存の公共施設だけでなく、今後市内に整備される公共施設・大規模施設等においてバリアフリー化を進めるとともに、新設の際には計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障がいの有無にかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう努めます。
- ・公共施設における障がい者用トイレ等のバリアフリー情報については、各部署にてホームページへ掲載する等、合理的配慮について周知します。
- ・民間施設においても、障がいの有無にかかわらず、すべての人が気軽に利用できるように、施設整備・改善推進の啓発を行います。

3) 人にやさしいまちづくりの意識啓発

施策方針

人にやさしいまちづくりを目指し、障がいや障がいのある人への理解促進のため、意識啓発の活動を行います。

- ・障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、道路等交通環境の整備を推進するとともに、歩道への不法駐輪・駐車、商品のはみ出し等、通行を妨げる行為を解消するため、市民への意識啓発を行います。
- ・障がいのある人、高齢等の理由で歩行が困難な人、出産前後やケガで一時的に歩行が困難な人に対して、パーキングパーミット(利用証)を交付し、適正な利用を働きかけるとともに、制度についての普及啓発に努めます。
- ・知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人の中には、人とのかかわりあいやコミュニケーションが苦手な人がいるため、その人の困難さを理解し、状況に応じて合理的配慮の提供について、周知、啓発を行います。
- ・外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの理解を広げるため、周知・啓発を行います。

(2) 情報・コミュニケーションの活性化

1) 情報バリアフリー化の推進

施策方針

障がいのある人が、必要とする情報を得ることができるよう、情報のバリアフリー化を推進し、情報入手を支援します。

- ・主な公共施設内への情報機器・コミュニケーション機器の設置等を推進します。
- ・「読書バリアフリー法」の趣旨に基づき、図書館に設置されている大活字本や点字本、朗読CD、拡大読書機等の備品や設備の充実を図ります。
- ・身体等に障がいがあり、図書館への来館が困難な人に、郵送貸出サービスを実施し、必要な情報の入手を支援していきます。

2) 情報提供の充実

施策方針

障がいのある人やその家族へ、広報紙や市ホームページ等を活用し、保健・医療・福祉等の必要な情報提供を行っていきます。

- ・障がいのある人やその家族への保健・医療・福祉の情報提供のため、「福祉のしおり」の内容を充実するとともに、広報紙や市ホームページ等を活用し、必要な情報提供を行います。
- ・相談支援事業所においても、利用者のニーズに応じた情報提供に努めます。
- ・市が発行する文書や広報紙等は、点字広報・声の広報等の発行により、視覚や聴覚等に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう配慮します。
- ・ホームページでは、利用する人の身体的条件にかかわらず、だれもが利用しやすいものにすることに努め、情報を利用する人の利便性の向上ときめ細かな支援を進めることにより、情報提供を推進します。

3) コミュニケーション支援体制の充実

施策方針

障がいのある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成に努めるとともに、手話通訳者等の派遣等の充実を図ります。

- ・手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の養成に努め、手話通訳者等の派遣を行います。
- ・要約筆記奉仕員の活用を促進するとともに、耳マークの普及に努めます。
- ・市の窓口到手話通訳者を配置し、日々の窓口業務において、適切な伝達手段による対応に努めます。
- ・市の窓口等で意思疎通が困難な障がいのある人への対応の改善・向上を図るため、職員研修の充実を図ります。
- ・公共インフラとしての電話リレーサービスについて、関係団体等と連携して、認知及び理解、利活用が推進されるよう取り組みます。

(3) 防災・防犯対策の推進

1) 防災対策の推進

施策方針

障がいのある人の安全を確保するため、防災に対する意識を高めるとともに、いざというときに対応できるよう、避難行動要支援者への支援や災害時の支援体制を充実します。

- ・災害が発生したときや災害のおそれがあるときに、自力での避難が困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対し、地域で安否確認や避難誘導などの支援が行われるための仕組みづくり「避難行動要支援者避難支援制度」を創設し、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。
- ・要配慮者が円滑かつ安全に避難できるよう、警戒レベル4「避難指示」の発令に先だって、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令し、避難行動に時間を要する人に早めの避難を促すとともに、迅速・的確な避難情報の伝達について配慮します。
※ただし、警戒レベルは津波のときには使用しません。
- ・避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障がいのある人が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進します。
- ・指定一般避難所での共同生活を続けることが困難な障がい者など、特別な配慮を必要とされる方が避難する指定福祉避難所の確保に努めます。

2) 防犯対策の推進

施策方針

防犯ネットワークの構築や防犯に対する意識の向上等により、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

- ・障がいのある人やその家族等が防犯についての意識を高めるとともに、防犯知識を身につけられるように、広報紙や地域での学習活動の中で普及を図ります。
- ・障がいのある人が安心して生活できるように、障害者支援施設等において、防犯にかかる安全確保の取組を促進するとともに、関係機関等と連携し、安全確保体制の構築を図ります。

3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済支援

施策方針

障がいのある人が悪質商法の被害にあわないよう、消費生活相談窓口等の関係機関と連携し、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、万一、被害にあった場合には、その救済支援に努めます。

- ・ 県、市の担当課等と連携し、障がいのある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの未然防止及び被害からの救済支援を図ります。
- ・ 障がい者団体、福祉関係団体等と連携し、障がいのある人の消費者トラブルの未然防止及び早期発見に努めます。
- ・ 消費者トラブル等の被害の防止のため、成年後見制度を必要とする障がいのある人に、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を中心に、制度の周知に努めます。

(4) 差別の解消・権利擁護の推進

1) 障がいや障がいのある人への理解・啓発活動

施策方針

障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供といった障害者差別解消法の趣旨や、障がいと障がいのある人に対する正しい理解を深めるため、各種の取組による効果的な広報・啓発を積極的に行います。

- ・障がいや障がいのある人への理解を深め、地域生活における様々な障壁（バリア）を取り除くために、学校や地域におけるあらゆる機会や場において、広報・啓発活動の充実を図ります。
- ・民間事業者についても自治体と同様、合理的配慮の提供が義務づけられるため、関係部署と連携し、周知に努めます。
- ・「障害者週間」を中心とした啓発・広報活動を行うとともに、障がい者相談員や障がい者団体、ボランティア活動団体等関係団体と連携し、啓発を行います。

2) 福祉教育の推進

施策方針

障がいそのものや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいのある人の地域での自立した生活と社会参加が促進されるよう、「ノーマライゼーション」や「インクルーシブ教育」の理念の一層の定着を図るため、学校教育や社会教育と連携し福祉教育を推進します。

- ・特別支援学校と地域の小・中学校との交流や、「総合的な学習の時間」等において、車いす体験、視覚障がい者の疑似体験等の福祉教育を通して、障がいのある人についての理解を深める学習を支援します。
- ・小・中学校、特別支援学校、保育所や認定こども園等も含めた様々な場所で、特別な支援が必要な子どもとのふれあい体験や交流の機会を設け、福祉教育の充実を図ります。

3) 行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等

施策方針

障がいのある人が障がいを理由として「不当な差別的扱い」を受けたり、障がいのある人に「合理的な配慮をしないこと」で暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消に向けた取組を充実します。

- ・行政職員等への研修を実施し、障がいや障がいのある人への不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供を通して、誰もが暮らしやすい社会を目指します。
- ・イベントや講座の開催・広報誌による啓発等の活動を行い、障害者差別解消法や合理的配慮の提供義務について、積極的に周知を図ります。
- ・障がいや障がいのある人に対する理解を深められるように、「障害者週間」を中心とした啓発・広報活動を行うとともに、障がい者相談員や障がい者団体、ボランティア活動団体等関係団体と連携し、啓発を行います。

4) 選挙等における配慮等

施策方針

障がいのある人がその権利を適正に行使することができるよう、選挙等における障がいのある人への配慮に努めます。

- ・点字による候補者情報の提供等とともに、情報通信技術(ICT)活用の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。
- ・杖置きを設置、耳マークの表示、投票支援カード、コミュニケーションボードの活用等、投票しやすい環境づくりに努めます。
- ・投票所入場券の送付時に音声コードを印刷し、視覚障がい者への情報提供を促進します。
- ・移動に困難を抱える障がいのある人等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人がその権利を適正に行使し、投票できるよう努めます。
- ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。

5) 障がいのある人・子どもへの虐待防止

施策方針

障がいのある人・子どもへの虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応、適切な支援を行うため、地域における関係機関等との協力体制や支援体制のネットワークづくりを進めます。

- ・虐待対応については、相談支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人・子どもへの虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人・子どもの保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する周知、啓発を行います。
- ・「障害者虐待防止法」及び「児童虐待防止法」に基づき、虐待を受けたと思われる障がいのある人・子どもを発見した場合の通報が義務付けられたことを周知、啓発します。
- ・基幹相談支援センターを虐待防止センターとして位置づけ、通報についての窓口の周知や、虐待防止研修の実施等に取り組みます。

6) 成年後見制度の適切な利用

施策方針

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人、または精神障がいのある人等に対して成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

- ・本市の成年後見制度利用促進計画に基づき、関係機関と連携し、成年後見制度の適切な利用を推進します。
- ・知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、自己の判断のみでは意思決定に支障のある人の財産の保全や管理を支援するため、成年後見制度の広報周知を進め、利用促進を図ります。
- ・障がいのある人の権利擁護と権利侵害の防止のために、市民後見人の養成に努めます。
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。
- ・地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を中心に、成年後見制度の利用促進を図り、地域の権利擁護相談体制の充実を図ります。

第4章 第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

第4章 障がい福祉計画

I 基本指針

国においては、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に向けて、令和5年5月に「基本指針」が改訂されました。基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条並びに児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるもので、この基本指針に即して市町村、都道府県の障害福祉計画及び障害児福祉計画が策定されます。

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の主旨

- 地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設からの一般就労への移行等
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 発達障害者等支援の一層の充実

障害福祉計画及び障害児福祉計画が目指す目的

◎障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援並びに障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が、計画的に図られるようにすること。

2 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	ア 施設入所者の地域生活への移行 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 イ 施設入所者数の削減 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本とする。
今治市の目標	地域生活を希望する方が、地域での暮らしへの移行や継続することができるよう、適切な意思決定支援を行いつつ、必要な障害福祉サービス等の提供体制の整備を促進し、施設から地域での生活を希望する方が増加するよう努めます。現在施設入所されている方の高齢化、重度化を考慮し、施設入所者数については、国の基本指針に基づき、令和4年度末から14人以上の減少、地域生活移行者は7人以上の増加を目標とします。

■成果目標

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度末時点の 施設入所者数 (A)	274 人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末時点の 施設入所者数 (B)	260 人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 施設入所者数の削減見込と 削減割合	14 人	(A) - (B)
	5.1%	差引減少数と削減割合
【目標値】 令和8年度末までの地域生活移 行者数と割合	7 人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活に 移行する人の目標値
	2.6%	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	ア 保健、医療、福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数を設定する。 イ 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数。 ウ 以下は、各サービスにおいて、現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち、利用が見込まれる者等を勘案した利用者数。 ① 地域移行支援 ② 地域定着支援 ③ 共同生活援助 ④ 自立生活援助 ⑤ 自立訓練（生活訓練）
今治市の目標	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、精神障がいのある方の地域生活の継続や移行について、重層的な連携による支援体制の構築を目指します。また、地域生活への移行におけるサービス利用ニーズを把握するとともに、必要なサービスの提供体制の確保に努めます。

■成果目標

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	1	1	1
協議の場における目標設定及び評価	実施回数	1	1	1

【精神障がい者の利用者数】

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	2人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2人	3人	4人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	84人	91人	98人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	25人	27人	29人

(3) 地域生活支援拠点等の充実

国の基本指針	ア 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 イ 令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。(新規)
今治市の目標	相談支援事業所やサービス事業所が連携し、面的な体制の地域生活拠点等において、地域の実情や利用者および家族のニーズの把握と分析を行い、その機能の充実を図ります。多機関が役割を分担し、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等を実施し、基幹相談支援センターが中心となり、毎年度1回以上の運用状況の検証、検討を行うこと目標とします。 強度行動障がい者への支援体制の充実は、令和8年度末までに、自立支援協議会等で協議を進め、支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に努めます。

■成果目標

【地域生活支援拠点等の整備】

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討	各1回	各1回	各1回
コーディネーターの配置	1人	2人	4人

【強度行動障がい者への支援体制の整備】

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障がい者を有する者に関し、支援ニーズの把握		実施	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

国の基本指針	ア 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。 イ アのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、以下のとおりとする。 ・就労移行支援：令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援 A 型：令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上を目指す。 ・就労継続支援 B 型：令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上を目指す。 ・就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。（新規） ウ 就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。 エ 就労定着率※については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間 における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。（新規） ※就労定着率：過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合
今治市の目標	福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加を目指します。また、障がい者の一般就労の定着のための就労定着支援事業のサービス確保に努め、利用促進を図ります。

■成果目標

項 目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数（A）	28 人	令和3年度実績値
令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数（B）	36 人	（B）／（A） 国の指針：令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援から一般就労への移行者数	10 人	令和3年度実績値7人 国の指針：令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	8 人	令和3年度実績値6人 国の指針：令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	18 人	令和3年度実績値14人 国の指針：令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上	50%	令和5年度実績見込み（一般就労移行者数 6人、就労移行支援利用者数 31人）を鑑みて、令和6年～令和8年度のいずれかの年度で目標達成を見込む
就労定着支援事業の利用者数	18 人	令和3年度実績値 3人 国の指針：令和3年度実績の1.41倍以上
就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上	25%	国の指針を踏まえ、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備(継続)

国の基本指針	ア 令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 イ 保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ウ 令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 エ 各都道府県、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
今治市の目標	児童発達支援センターは、引き続き2か所設置し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を活用し、重層的な地域支援体制の確立を目標とします。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所については、市内にそれぞれ1か所以上設置し、身近な地域で支援を受けられる体制を確保します。 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、各関連分野の共通理解に基づく総合的な支援体制の構築を目指します。医療的ケア児等に関するコーディネーターを計画的に配置し、多分野にまたがる支援の利用調整を行い、包括的な支援の提供を行うことを目標とします。

■成果目標

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置数	2 か所	2 か所	2 か所
保育所等訪問支援の体制の数	10 か所	11 か所	11 か所
重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	1 か所	1 か所	1 か所
重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	1 か所	1 か所	1 か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置数	1 か所	1 か所	1 か所
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置数	9 人	11 人	11 人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	ア 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 イ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。(新規)
今治市の目標	基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施することを目標とします。 協議会において、地域サービス基盤の開発・改善を行うために必要となる、個別事例の検討の体制を確保します。

■成果目標

【相談支援体制の充実・強化】

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言件数	100 件	110 件	120 件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	12 件	12 件	12 件
相談機関との連携強化の取組実施回数	6 件	6 件	6 件
個別事例の支援内容の検証の実施回数	2 回	3 回	4 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1 人	1 人	1 人

【協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善】

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	有	有	有
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1 回	2 回	3 回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	令和8年度末までに、都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。 ア 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を設定。 イ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を設定。
今治市の目標	県や関係機関が実施する研修等への積極的な参加を行います。また、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目標とします。

■成果目標

【サービス等の質の向上のための取組みに係る体制の構築】

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	2回	2回	2回

3 活動指標

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人が対象です。居宅で入浴や排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいのため、移動に著しい困難を有する人が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際に必要な援助（代読・代筆等）を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいのため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時には移動中の介護や、排泄、食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺で寝たきりの状態にある人、知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

■見込み量

サービス名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
居宅介護	利用量（時間分）	4,575	4,811	5,063	5,288	5,394	5,464
	利用人数（人／月）	319	318	324	331	336	341
重度訪問介護	利用量（時間分）	0	0	214	321	417	552
	利用人数（人／月）	0	0	1	2	3	4
同行援護	利用量（時間分）	2,635	2,734	2,754	2,789	2,812	2,820
	利用人数（人／月）	93	95	92	95	96	98
行動援護	利用量（時間分）	38	81	99	103	117	128
	利用人数（人／月）	10	14	17	21	22	23
重度障害者等 包括支援	利用量（時間分）	0	0	0	0	0	0
	利用人数（人／月）	0	0	0	0	0	0

【見込み量の考え方】

居宅介護をはじめとする各訪問系サービスは、在宅生活を継続するために重要なサービスです。障害者手帳所持者向けアンケート調査等によると、持ち家や民間賃貸住宅で生活している障がい者の割合が高いこと、訪問系サービスの充実を望んでいる方が多くいることがうかがえます。第6期の実績では、コロナ禍による影響も見受けられましたが、今後はアンケート結果や新型コロナウイルス感染症発生前の利用状況を踏まえて、利用量、利用人数は増加すると見込んでいます。

（サービス提供体制等確保のための方策）

○計画相談を通じ、利用者の意向を把握しながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの量の確保に努めます。

○障がいのある方々が、在宅生活を継続できるよう、制度やサービスの周知に努めます。

○今治市内でサービス提供事業所が確保できるよう、体制整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする方が対象です。主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいや難病を有する方などが、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障がい者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいを有する方が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障がい者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択について必要な支援を行います。(新規)
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であり、一般就労が可能と見込まれる方が対象です。生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通し、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障がい者に、雇用契約等に基づく生産活動その他の活動の機会を提供します。また、適切な支援等により一般就労が可能な方については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障がい者や、就労移行支援で一般就労に至らなかった方、その他通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

サービス名	内容
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を要する方が対象です。主に昼間、上記の支援を行うとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅で介護を行う人が、疾病その他の理由により介護を行うことができない場合等に、支援を必要とする方が、障がい者支援施設や児童福祉施設に短期間入所（宿泊）するもので、入浴や排泄、食事の介護その他の必要な支援を行います。

■見込み量

サービス名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
生活介護	利用量 (人日/月)	9,290	9,333	9,402	9,463	9,520	9,568
	利用人数 (人/月)	473	479	480	483	485	487
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日/月)	68	45	62	61	60	58
	利用人数 (人/月)	4	2	3	3	3	2
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日/月)	559	445	466	485	502	517
	利用人数 (人/月)	39	32	33	35	38	40
就労選択支援	利用人数 (人/月)					3	5
就労移行支援	利用量 (人日/月)	551	502	510	520	533	549
	利用人数 (人/月)	30	29	31	33	35	37
就労継続支援 A型	利用量 (人日/月)	2,790	2,840	3,024	3,095	3,156	3,210
	利用人数 (人/月)	144	145	155	161	166	171
就労継続支援 B型	利用量 (人日/月)	6,908	7,246	7,715	8,033	8,322	8,580
	利用人数 (人/月)	429	451	477	496	513	529
就労定着支援	利用量 (人日/月)	3	3	5	10	13	15
療養介護	利用量 (人日/月)	30	29	30	30	31	31
短期入所 (福祉型)	利用量 (人日/月)	158	237	240	249	256	263
	利用人数 (人/月)	15	20	23	25	27	28
短期入所 (医療型)	利用量 (人日/月)	19	20	23	24	25	26
	利用人数 (人/月)	2	3	4	4	5	6

【見込み量の考え方】

日中活動系サービスは、障がいのある人の日中活動の場として重要な事業となっています。生活介護は、増加率は落ち着いてきたため、必要量を見込んでいます。自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、令和5年度に自立訓練（生活訓練）の事業所が新たに開設されました。利用期間が限定されていることから、今後の増加率は横ばいで推移していくと見込んでいます。

就労選択支援は、令和7年度に創設される新規のサービスですが、事業所アンケートによると、市内で開設を検討している法人もあることから、利用を見込んでいます。就労移行支援は、令和5年度末における成果目標を踏まえ、また一般就労へ向けての必要性を考え、この見込み量としています。就労継続支援A型については、今後、就労定着支援の充実により、一般就労移行者の増加、定着が見込まれることから、増加率は落ち着いていくと見込んでいます。就労継続支援B型は、事業所数、利用希望者が増加傾向にあることから、今後増えていくと見込んでいます。就労定着支援は、一般就労の定着には必要なサービスのため、今後増加すると見込んでおります。

療養介護、短期入所（医療型）は、対象となる医療が必要な重度の心身障がいのある人・子どもはほぼ一定で推移していることから、必要量を見込んでいます。短期入所（福祉型）は、令和3年度に、市内に2カ所の事業所が開設されました。第6期は新型コロナウイルスの影響も見受けられましたが、地域で生活するために欠かせないサービスの一つであり、利用ニーズも高いことから、今後は増加すると見込んでいます。

（サービス提供体制等確保のための方策）

- 相談支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関の連携強化を図り、就労に向けての支援を行います。
- 自立支援協議会等を活用し、就労系事業所と関係機関の連携を図り、就労に向けての訓練サービスが確保できる体制づくりに努めます。
- 就労選択支援事業のサービス提供事業所の確保及びサービス内容の周知と利用ニーズの把握に努めます。
- 短期入所は、地域生活支援拠点整備の一翼を担うサービスとして、相談支援事業所と連携し、緊急時の受け入れを含めた機能の充実に努めます。

(3) 居住系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしを希望する障がい者のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいにより単身での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	地域での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■見込み量

サービス名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
自立生活 援助	利用人数 (人分)	0	0	0	1	1	2
共同生活 援助	利用人数 (人分)	164	185	198	213	224	231
施設入所 支援	利用人数 (人分)	277	272	279	277	268	260

【見込み量の考え方】

自立生活援助は、現在、市内にサービス提供事業所はありませんが、賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障がい者が徐々に増えていくことを考え、必要量を見込んでいます。共同生活援助（グループホーム）は、地域生活への移行を目指す中において重要な居住拠点であるため、障がいのある人やその保護者等から大きなニーズがあり、第6期では、新たな事業所の開設があり、利用は大幅に増加しました。また、事業所アンケートより、今後、施設整備を検討・予定している法人があり、一定の伸びが考えられます。潜在的なものも含め、そのニーズに対応するため、社会福祉法人等関係機関と連携を図り、施設の確保に努めます。施設入所支援は、地域生活への移行を含めた多様な生活を選択することができるよう、関係機関と連携を図り、提供体制の確保に努めます。施設入所支援の利用者数は、令和8年度末における成果目標値（令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。）を踏まえての見込みとしています。

（サービス提供体制等確保のための方策）

- 今治市内に自立生活援助の施設整備を望む声もあり、地域生活移行の場とも考えられることから、事業所開設の働きかけに努めます。
- 本人の希望や障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、また親の高齢化や親亡き後の課題等、個々のケースに応じた障がい者の居住の場の確保に努めます。
- 施設入所については、現在の入所者や待機者の状況を把握し、入所の必要性を見極めながら、適切な時期に本人の状態に応じた施設が利用できるように努めます。

(4) 相談支援

■ サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人等に、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

■ 見込み量

サービス名		第6期			第7期		
		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
計画相談支援	利用人数 (人分)	370	371	405	425	444	462
地域移行支援	利用人数 (人分)	0	0	1	1	2	2
地域定着支援	利用人数 (人分)	1	1	1	2	4	4

【見込み量の考え方】

障害福祉サービスを利用するすべての人に計画相談支援を行っています。サービス利用者の増加に合わせ、利用者は増加すると見込んでいます。また、施設入所及び精神科病院に入院している人が地域移行するための相談支援や一人暮らしに移行した人への相談支援について、必要量を見込んでいます。

(サービス提供体制等確保のための方策)

- 障がい者が、障がい特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる支援体制づくりに努めます。
- 必要な障がい福祉サービスの利用が滞ることがないよう、相談支援事業所の確保に努め、計画相談体制の充実を目指します。
- 相談支援の質の向上を図るため、今後も人材育成に努めます。

(5) 発達障がい者に対する支援

■事業内容

サービス名	内容
ペアレントトレーニング	親が療育の方法を学ぶものです。環境調整や子どもへの肯定的な働きかけ、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたトレーニングです。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもの親であり、かつ一定の研修を受け、同じような発達障がいのある子どもの親に対して信頼のおける相談相手として支援を提供する者をいいます。
ピアサポート	障がいや疾病などに関する経験・共通項を通じた人たちが、保護者交流会などを通じ、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えることをいいます。

■見込み量

サービス名	第6期			第7期		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人	2人	3人	3人
ペアレントメンターの人数	5人	10人	12人	16人	18人	20人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人	16人	20人	20人

【見込み量の考え方】

地域での実施体制構築のため、保育士、保健師等が先行して支援方法等を習得し、支援プログラムの実施を見込んでいます。ピアサポートについては、保護者交流会を活動の場として、参加人数を見込んでいます。

(サービス提供体制等確保のための方策)

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の周知につとめ、受講者数の増加に取り組めます。
- ペアレントメンターの方を中心に、保護者交流会などを活用し、ピアサポートに取り組めます。

(6) 地域生活支援事業

1) 理解促進研修・啓発事業

■事業内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行い「共生社会」の実現を図ります。

■見込み量

事業名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量の考え方及び確保の方策】

現在も関連事業にて実施していますが、関係機関と連携し、今後も引き続き実施します。今治市の広報紙等を活用し、障がいの理解に向けた啓発を図ります。

「障害者週間」など、地域住民が関心を持ちやすい時期に、障がいに対する理解を深めるため、広報やロビー展等により、周知啓発に努めます。

2) 自発的活動支援事業

■事業内容

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう自発的な取組を支援します。地域住民等が地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■見込み量

事業名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
自発的活動 支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量の考え方及び確保のための方策】

現在も関連事業にて実施していますが、関係機関と連携し、今後も引き続き実施します。障害者団体をはじめ、関係団体と連携し、地域住民への制度の周知に努めます。

3) 相談支援事業

■事業内容

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
地域自立支援協議会	地域の障害福祉にかかわるシステムづくりや、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応等、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置します。基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

■見込み量

事業名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
障害者相談支援事業	実施か所/年	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	設置の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量の考え方及び確保のための方策】

相談支援事業は関連機関と連携し、今後も継続して実施します。障がいのある人や介護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他のサービスの利用支援や関係機関との調整等必要な支援を行います。

基幹相談支援センターにおいては、関係機関と連携し、相談支援事業者への指導・助言などの人材育成の支援や、権利擁護の取組み等に努めます。

4) 成年後見制度利用支援事業

■事業内容

事業名	内容
成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

■見込み量

事業名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	件/年	2	1	3	3	3	3

【見込み量の考え方及び確保のための方策】

成年後見制度利用支援事業は今後も継続して実施するため、実績を踏まえた見込みとしています。成年後見制度の利用の促進に関する法律に伴い設置された中核機関や、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がい者やそのご家族に成年後見制度の周知を図るとともに、成年後見制度の利用支援の普及啓発に努めます。

5) 意思疎通支援事業

■事業内容

日常生活を営む上で意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援します。

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市の窓口に設置します。
医療的ケア児入院時コミュニケーション支援事業	人工呼吸器を装着している等、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が医療機関に入院した時に、日常介護を行なっている者が感染症等で付き添えない場合、支援員を派遣し医療機関従事者との意思疎通のための支援を行ないます。

■見込み量

事業名		第6期			第7期		
		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
手話通訳派遣事業	人/年	35	37	40	40	41	42
要約筆記派遣事業	人/年	7	5	7	7	8	9
手話通訳設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
医療的ケア児入院時コミュニケーション支援事業	人/年	0	0	1	1	1	1

【見込み量の考え方及びサービス提供体制等確保のための方策】

意思疎通支援事業は今後も継続して実施するため、実績を踏まえた見込みとしています。派遣事業においては、関係機関と連携し事業を推進します。また、設置事業においては、現体制を維持し、聴覚に障がいのある人等とのコミュニケーション、意思疎通の円滑化を図ります。

医療的ケア児入院時コミュニケーション支援事業は、医療的ケア児の急激な増加は想定されないことから利用者数を見込んでいます。対象となる医療的ケア児のご家族等へ制度の周知と、関係機関との連携の取組み、利用の体制整備に努めます。

6) 日常生活用具給付等事業

■サービス内容

障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

事業名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、移動・移乗支援用具等
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）、透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用音声式体温計等
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダ、盲人用時計、歩行時間延長信号機用小型送信機、情報・通信支援用具、医療機器用非常用電源装置等
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、収尿器、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修をとまうもの

■見込み量

事業名		第6期			第7期		
		令和 3年度 （実績）	令和 4年度 （実績）	令和 5年度 （見込み）	令和 6年度 （見込み）	令和 7年度 （見込み）	令和 8年度 （見込み）
介護・訓練支援用具	件/年	7	7	10	10	10	10
自立生活支援用具	件/年	25	17	21	21	21	21
在宅療養等支援用具	件/年	9	19	24	24	24	24
情報・意思疎通支援用具	件/年	30	48	50	50	50	50
排せつ管理支援用具	件/年	4,418	4,354	4,500	4,500	4,500	4,500
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	8	7	4	5	5	5

【見込み量の考え方及びサービス提供体制等確保のための方策】

日常生活用具給付等事業は今後も継続して実施するため、実績を踏まえた見込みとしています。用具給付においては、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行います。また、関係機関と連携し用具の新たな技術開発等の動向をみながら、必要な品目の導入を検討します。

7) 手話奉仕員養成研修事業

■事業内容

事業名	内容
手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成研修を行います。

■見込み量

事業名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
手話奉仕員・ 要約筆記奉仕員 養成研修事業	実施か所/年	1	1	1	1	1	1
	修了者数/年	39	47	49	50	51	52

【見込み量の考え方及びサービス提供体制等確保のための方策】

手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業は、今後も継続して実施するため、実績を踏まえた見込みとしています。関係機関と連携し、今後も継続して手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成事業を実施します。養成研修の開催については、広報やSNS等、様々な媒体を活用し、広く周知するよう努めます。

8) 移動支援事業

■事業内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■見込み量

事業名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
移動支援 事業	人/年	153	186	250	300	330	350
	時間/年	14,215	17,754	21,652	26,416	32,228	39,319

【見込み量の考え方及びサービス提供体制等確保のための方策】

移動支援事業は今後も継続して実施するため、実績を踏まえつつ、利用者の障がいの重度化や介助者の高齢化等を勘案した見込みとしています。事業実施においては、障がいの特性や年齢等に合わせた適切なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者等の関係機関と連携し、サービスの提供確保に努めるとともに、市で定めるガイドラインに則って、適正なサービス提供を行うよう周知していきます。

9) 地域活動支援センター事業

■事業内容

事業名	内容	
地域活動支援センター 基礎的事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行います。	
地域活動支援センター 機能強化事業	I 型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
	II 型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。
	III 型	小規模作業所としての運営年数がおおむね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障がい者団体等が実施する通所による事業です。

■見込み量

事業名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
地域活動支援センター 事業	実施か所	4	3	3	3	3	3
	人/年	266	262	270	280	290	300

【見込み量の考え方及びサービス提供体制等確保のための方策】

地域活動支援センターはI型、II型、III型の3種のサービス類型があります。I型は1か所、II型も1か所、III型は令和3年度末に1か所減少したため、令和4年度からは1か所の事業所がそれぞれのサービスを提供しています。地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行い、サービスの提供確保に努めます。

10) 任意事業

■事業内容

今治市が自主的に取り組む事業として、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施します。

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人で、在宅で介護を受ける人に、事業者を派遣し、訪問入浴サービスを行います。
日中一時支援事業 (レスパイトサービス)	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護を行っている家族の一時的な休息を図ります。
スポーツ教室等開催事業	障がいのある人の体力の維持向上と社会参加を促進することにより、福祉の増進を図ります。
芸術・文化講座開催等事業	障がいのある人の文化・芸術活動を振興するため、障害のある人の作品展等の場を設けます。
点字・声の広報等事業	視覚障がいのある人に、音訳等の方法により市及び社会福祉協議会の広報誌等を定期的に提供することで、視覚に障がいのある人への情報提供を促進します。
自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	障がいのある人が自ら運転するための自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
介助用自動車購入費等助成事業	障がいのある人が容易に乗降できるように改造された自動車の購入等に要する費用の一部を助成します。

■見込み量

事業名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
訪問入浴サービス事業	利用人数/ 年	13	17	17	18	18	19
日中一時支援事業 (レスパイトサービス)	利用人数/ 年	28	22	30	40	45	50
スポーツ教室等開催事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業	実施か所	3	1	3	2	2	2
点字・声の広報等事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	利用人数/ 年	4	2	5	5	5	5
自動車改造費助成事業	利用人数/ 年	4	4	4	4	4	4
介助用自動車購入費等助成事業	利用人数/ 年		1	5	5	5	5

【見込み量の考え方及びサービス提供体制等確保のための方策】

訪問入浴サービス事業は、サービスの質の向上と十分なサービス提供体制を維持して、今後も継続して訪問入浴サービス事業を実施します。

日中一時支援事業は、利用者が増加していることから、必要量を見込んでいます。今後は、サービス提供事業者等と連携し、サービス提供体制を維持して、継続して日中一時支援事業（レスパイトサービス事業）を実施します。

スポーツ教室等開催事業は事業実施の拠点である今治市障がい者文化体育施設（サン・アビリティーズ今治）を中心に、今後も継続して実施します。

芸術・文化講座開催等事業は、事業実施の拠点である今治市障がい者文化体育施設（サン・アビリティーズ今治）及び今治市障害者福祉センターのぞみ苑を中心に今後も継続して実施します。

点字・声の広報等事業は、ボランティアグループ等関係機関と連携し、今後も継続して市政情報等の伝達に努めます。

自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業は、今後も継続して事業を実施し、障がいのある方の社会参加の促進を図ります。介助用自動車購入費等助成事業は、令和4年度から開始した事業のため、障がいのある方を介護しているご家族等への、制度の周知に努めます。

(7) 障がいのある子どもへの支援

■サービス内容

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学児に、児童発達支援センターその他の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童生徒に、学校(幼稚園及び大学を除く。)授業の終了後や休校日に、児童発達支援センターその他の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児の通う保育所等を訪問し、障がい児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用する障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成します。また、支給決定後は障害児支援利用計画の見直し(モニタリング)等を行います。

■見込み量

サービス名		第6期			第7期		
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)
児童発達支援	人日分/月	2,735	2,538	2,604	2,656	2,704	2,747
	人/月	288	283	285	291	296	300
放課後等 デイサービス	人日分/月	5,296	6,041	6,894	7,652	7,966	8,046
	人/月	431	500	564	625	662	687
保育所等 訪問支援	人日分/月	11	18	19	22	24	27
	人/月	9	16	18	20	23	25
居宅訪問型 児童発達支援	人日分/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	120	134	164	189	208	218

【見込み量の考え方】

療育の必要な子どもが増えていること、支援を実施している事業所数が増加していることから今後も増加傾向が続くと予想されます。子どもの特性に応じた療育支援が行なわれるように、発達の課題に応じた療育の場の確保に努めます。また、子どもの発達に不安を抱える保護者のニーズが高く、今後も利用増が見込まれることから、通所支援や相談支援体制の充実、あわせてサービスの質の確保に努めます。

(サービス提供体制等確保のための方策)

- 教育、医療、福祉等の関係機関との連携強化や障がい児通所支援事業所が提供するサービスの質の向上に向けた取組を行います。
- 障がいのある子どもやその家族を支援していくため、相談支援事業所や関係機関と連携を取り、相談や支援の充実を図るとともに、事業の周知に努めます。

第 5 章 計画の推進体制

5章 計画の推進体制

I 推進体制

(1) 関係各課・関係機関との連携

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境等の様々な関連分野を横断しており、連携・協力を図りながら進めていくことが重要です。障がいのある人が地域で自立した生活を確保できるよう、また、計画の着実かつ効果的な推進のため、庁内の関係各課や、保健・医療機関、福祉機関、教育機関、雇用・就労機関等関係機関との一層の連携強化を図ります。

(2) 関係団体等との連携及び地域生活の支援

障がいのある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、ボランティア等による支援や協力が必要となります。

そのためには、これら関係団体を含む市民による地域福祉活動の推進に努めるとともに、障がい者団体連合会をはじめ、障がいのある人の団体と行政との連携を強化するなど、市民と行政の協力体制を構築します。

また、障がいのある人についての理解啓発や地域での見守り、交流等を進めるため、当事者団体をはじめ、地域団体やボランティア、NPO 等関係団体との一層の連携強化を図ります。

(3) 国・県及び周辺自治体との連携

本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化、障がいのある人を取り巻く環境の変化、制度の改正等に柔軟かつ的確に対応していくことが重要となるため、国や県と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援等は、本市だけでなく、周辺市町を含めた広域的な調整とネットワーク化が必要であるため、今後も周辺市町との一層の連携強化を図ります。

2 進捗状況の管理及び評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るために、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し評価（Check）した上で、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルを構築します。

また、障がいのある人への理解の促進、障がいのある子どもを交えた交流機会の拡充、サービスの充実、障がいのある人の地域生活への移行や就労移行促進のため、関係機関やサービス提供事業者を構成員とする「今治市障害者施策推進協議会」において計画全体の進捗を確認するとともに、「今治市地域自立支援協議会」と連携して、計画の進捗管理や点検等を実施することで、本計画を推進します。

